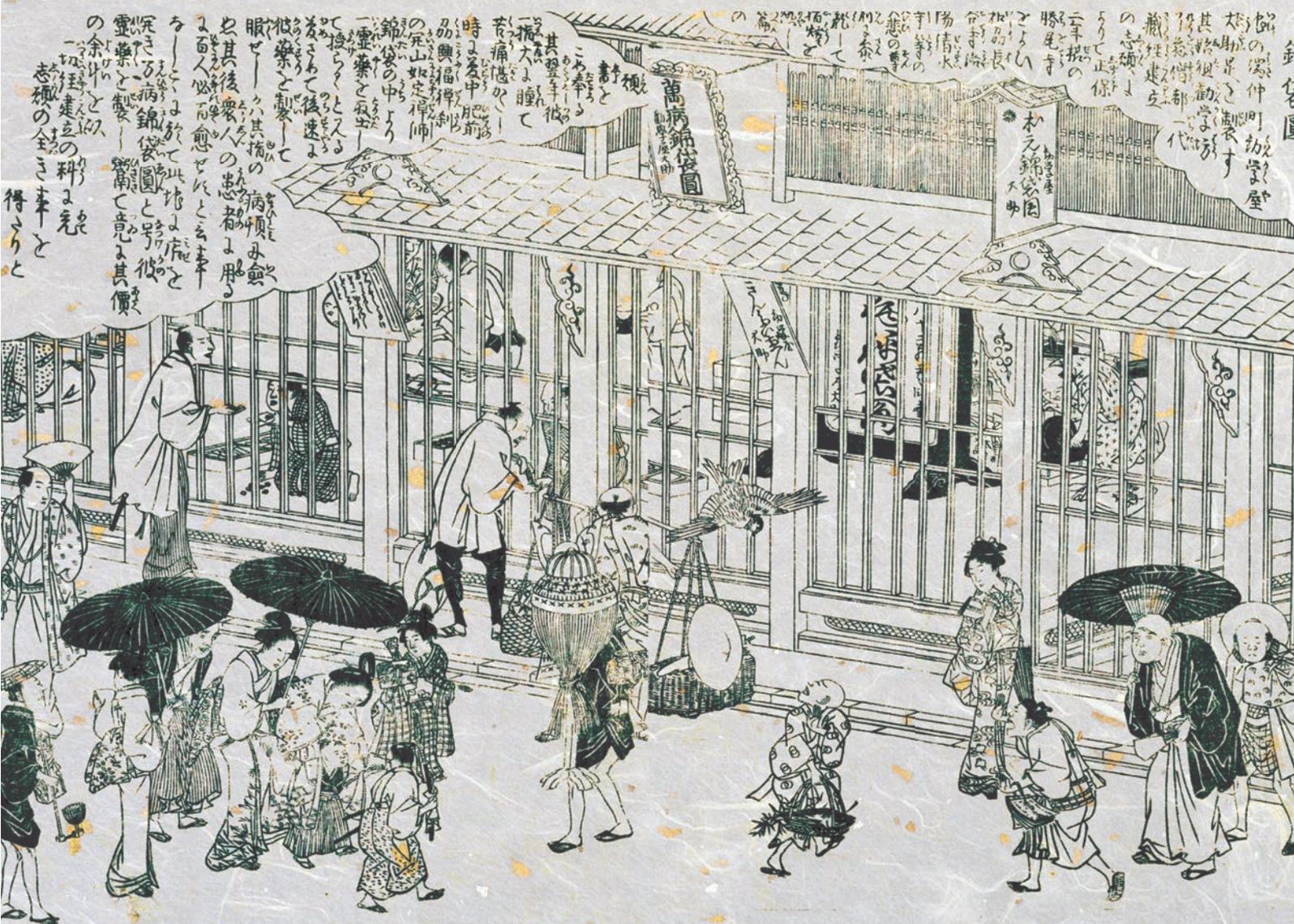


百万都市 江戸の灯を支えた 油問屋

【東京油問屋史】追補版



百万都市
江戸の灯を支えた
油問屋

【東京油問屋史】追補版



発行・東京油問屋市場

はじめに

2000年に東京油問屋市場の百周年記念として編纂した「東京油問屋史 油商のルーツを訪ねる」は、油の歴史を商人の歩みを通してまとめた類書のない本である。しかし発行からすでに16年経ち、新たな研究書も数多く出版されていることなどから、追補版をまとめることとなった。今回の追補版では、前書でやや不足していた江戸十組問屋の盛衰、関東地廻り油の動向などについての記述を盛り込み、灯りの視点からまとめてみた。

江戸時代以前の灯明油は、主に寺や神社で使用されることが多く、山崎八幡宮の市場独占が長く続いたとはいえ、大山崎の販売量はそれほど多くはなかったと思われる。庶民の段階まで灯りが浸透するのは江戸時代からで、さらに細かくいえば江戸での灯明油消費が急増するのは元禄時代からだと推定される。上方の灘目（現在の兵庫県）などに菜種や菜種油の買い占めを禁じるお触書が出されるのは、元禄期（1688～1707年）以降であり、上方における菜種の生産に関する資料も17世紀のものはほとんど残されていない。

元禄時代は上方中心に井原西鶴の浮世草子や近松門左衛門の上方歌舞伎、尾形乾山による陶芸など数多くの文化が開花したが、江戸においても松尾芭蕉による俳句、菱川師宣による浮世絵、竹本義太夫などが登場し、新しい文化が庶民に浸透し、出版産業が急成長した。

こうしたバブルにも見える元禄文化が開花した背景には、幕府による通貨改鑄によって生み出された莫大な富、貨幣流通量の増加によるインフレがあった。

そして出版文化の成長は、庶民の家にも行灯の普及を促す一因になった。長屋の片隅で、暗い行灯の灯を頼りに本を読み絵を楽しむ職人や、内職の縫い物に没頭する内儀さんの姿も見られるようになった。

行灯に使用されたのは菜種油と綿実油、それに魚油。菜種油と綿実油は主に大坂など上方から運ばれる高級品で、銚子で獲れるイワシの油などを使用した庶民も多かった。菜種油の価格は1合41匁、一晩で半合の油が必要とされ、1合の油はほぼ2晩で消費される。イワシの油は1合13～14匁で推移しており、価格は安いものの照度は低く、臭いも強いという欠点があった。また蝋燭は大きな百匁タイプが約200匁で売られ、一般庶民には手が出なかった。

100万都市に成長し、庶民にまで普及した江戸における灯火油需要は年間10万樽（約8万トン）を超えるまでになったが、その大部分を上方からの菱垣廻船に頼っており、不安定な供給体制は、海難や買い占め等により度々“油切れ”を起こした。

幕府がまず力を入れたのが、関東における油脂原料、特に菜種の増産である。幕府は何度も触書で菜種増産を訴えているが、実現はできなかった。概して、冬播き菜種は、関東以北での栽培には適していなかった。冬に播種され晩春に収穫される菜種は、雪の積る地方では栽培そのものが困難だった。また米との2毛作であり、農民にとっては大きな負担になることも、隘路となった。

このため関東地廻りの灯明油は水油（菜種油）や白油（綿実油）の比率が50%強程度（上方から江戸に移送されてくる灯明油は98%が水油と白油）と低く、荏油、胡麻油、桐油などが半分近くを占めていた。こうした色油に分類される油脂類は、照度も低く、桐油などは乾性油で減りも早かった。結局のところ関東地廻り油は価格が高く、品質も劣るという状況を脱しきれず、江戸時代の最後まで、“下り物”の牙城を崩せなかった。

幕府の灯明油政策は、上方依存からの脱却を目指す一方、安定供給、価格安定のために上方に頼らざるをえないという現実と向き合うしか手がなかった。明和期（1764～）には、大坂の独占を強化することで、油の安定供給を図ろうと、明和の仕方と呼ばれる、総合的な灯油対策を打ち出すに至る。この大坂偏重の政策は、周辺菜種生産農家の反発を招き、また西日本各地では法令に反する搾油施設の稼働が相次いだ。

大坂京口問屋の進言を受け入れたといわれる明和の仕方は、ほどなく綻びを見せ始め、寛政3（1791）年には、灘目、兵庫の搾油業者の菜種買い取りを緩和し、江戸への直積みも認めるに至った。

そして文政9（1826）年には江戸で大騒動となった油切れが起こることとなり、幕府は上方に支配勘定役を派遣し詳細な聞き取り調査を行い、その報告を受けて天保3（1832）年に新たな油方仕法を定めるに至る。この時に、「江戸にては霊岸島に油寄所を新設し、江戸着の油はすべて同所にて油問屋ならびに問屋並仕入方のものに売り渡すこと」（「江戸と大坂」幸田成友）とされた。しかし、幕府の肝入でスタートした霊岸島の油寄所は5年後に廃止される。官製の油統制は成功しなかった。

幕府のあらゆる灯明油政策は、江戸における供給と価格の安定を図ることを目的に企図されたものだが、いずれも成功したとはいえない。その理由としては、生産を上方に依存するという供給システムを変えられなかったこと、流通を菱垣廻船という不安定な海運に頼らざるを得なかったこと、そして十組問屋という流通を支配した問屋仲間の独占を認めるに至ったことなどが挙げられる。

しかし逆から見ると、上方における灯明油生産体制の整備、江戸・大坂間を結んだ大動脈の菱垣廻船の運行、そして灯明油の物流・商流を支えた江戸の油問屋は、曲がりなりにも江戸100万都市の灯りを支えたのである。その功績は大なるものがあったといえよう。

目 次

■前 史—灯火のはじまりと油の独占

1. 灯火のはじまりと油脂原料	1
2. 大山崎の荳胡麻と遠里小野の菜種	3
3. 商人のはじまりと発展	4
4. 市 と 座	6
5. 油 座	6

■本 史—百万都市を照らした灯明油の供給はいかにして実現したか

第1章 物流を後押しした幕府の制度と搾油の技術革新	11
1.1 身分制と石高制	11
1.1.1 兵農分離と城下町の繁栄	11
1.1.2 参勤交代総費用の64%が江戸滞在費	11
1.1.3 初期豪商の台頭と没落	12
1.2 貨幣、度量衡の統一	13
1.2.1 金、銀、銭の3貨幣制度	13
1.2.2 定尺の採用と油桶の正本	13
1.3 江戸時代の搾油技術	14
1.3.1 人力から水車搾りへ	14
1.3.2 綿実油の改良—黒油・赤油から白油へ	15
第2章 江戸の発展と大坂・京都からの油の供給体制の整備	21
2.1 経済・物流の中心としての三都の発展（江戸、大坂、京都）	21
2.1.1 武家中心の大消費地・江戸	21
2.1.2 全国の物資集散地・大坂	21
2.1.3 西陣織のブランド力・京都	22

2.2 陸運から海運へ—江戸 - 大坂航路の大量輸送時代へ	22
2.2.1 宿場と中馬	22
2.2.2 新たな幕府直轄領と航路開発	23
2.2.3 菱垣廻船と樽廻船	24
第3章 江戸 - 大坂大動脈の形成と海運物流の問屋支配	25
3.1 問屋の成立	25
3.1.1 初期は国問屋が主流	25
3.1.2 大坂の問屋 378 軒	25
3.2 江戸十組問屋・菱垣廻船の支配と衰退	26
3.2.1 大坂の江戸積油問屋	26
3.2.2 江戸十組問屋の結成と菱垣廻船	26
3.2.3 大阪・二十四組問屋仲間の結成と菱垣廻船の定雇船化	30
3.2.4 酒問屋の十組からの離脱—菱垣廻船から樽廻船へ	31
3.2.5 油問屋が仮船方で独自の極印元に	31
3.2.6 菱垣廻船の立て直しと三橋会所	32
3.2.7 幕府、十組仲間の独占株を認可	36
3.2.8 三橋会所の廃止	36
3.2.9 内海船と北前船	37
第4章 江戸地廻り経済の発展と幕府統制—問屋支配に幕	42
4.1 利根川水運と江戸地廻り経済	42
4.1.1 農家経済の台頭	42
4.1.2 利根川経由の「内川廻し」が主流に	43
4.1.3 江戸日本橋に荷受け集中	44
4.1.4 成長する地廻りの油	45
4.1.5 地廻油の特徴	46
4.1.6 江戸の幕府直営絞油所	47
4.2 天保の油方改革と幕府の灯油政策	48
4.2.1 享保改革の商業政策（物価統制）と江戸十組問屋	48
4.2.2 明和の油方仕法の背景と波紋	49
4.2.3 天保の油方仕法改革	52
4.2.4 天保の改革と問屋仲間解散令	53
4.2.5 株仲間禁止の背景	54

4.2.6 問屋・株仲間の再興令	56
4.2.7 開港と問屋仲間の終焉	56
● 参考文献	60

■コラム 目次

1. 天下の要衝	8
大山崎と離宮八幡宮	
2. わが国の搾油のはじまり	17
住吉大社と遠里小野村	
3. 十組問屋	29
大坂屋孫八のルーツ	
4. 異 聞	34
杉本茂十郎と三橋会所	
5. 行灯の明かりと庶民の暮らし	39
6. 江戸の装いと油壺	58
7. あとがきに代えて	62
コラムでお世話になった方々	
大山崎と住吉・遠里小野の今を中心に	

前 史—灯火のはじまりと油の独占

1. 灯火のはじまりと油脂原料

人類にとって“あかり”の歴史は、すなわち“火”の歴史でもあった。それはまた、“油脂”の歴史でもある。火を作り出すことを覚えた人類は、長時間にわたって火を絶やさない方法を考え、囲炉裏を生み出し、木を燃やした。竪穴式住居の縄文人は部屋の真ん中に囲炉裏を作り、この囲炉裏は炊事と暖房と、そして灯火の役割を果たした。その後、徐々に火をそれぞれの用途に応じて使い分けるようになって行くが、未分化状況は意外に長く残り、江戸時代でも地方の農家や漁村では、囲炉裏の火が唯一の灯火であった。

灯火が何時ごろから囲炉裏の火から独立したかは明らかではないが、囲炉裏で燃やした時に樹脂を多く含んだ木がひととき明るく輝いたことから、照明専用の火として使い始めたという説が有力となっている。

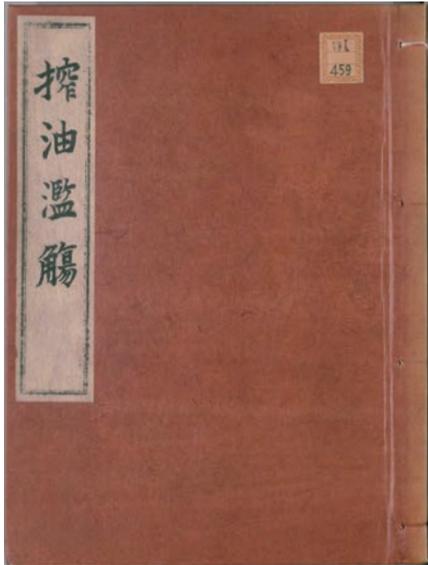
最初は松脂（まつやに）を多く含んだ、松の根や幹をそのまま燃やして灯かりとして使ったという。灯かりを絶やさないために、松の根や幹を細かく割り、石や鉄で作った灯台に次々と差し加える形が一般的となった。

「日本書紀」には、イザナギノ尊とイザナミノ尊が黄泉（よみ）の国に行ったとき、湯津爪櫛（ゆつつまぐし）の端の太い歯を折って松明（たいまつ）にしたという記述があり、その後長い間こうした松明が灯火として重要な役割を果たしていたと見られる。

石油の発見も意外に早く、「日本書紀」には、天智天皇即位の年（668年）に越後地方から燃える水と燃える土が献上されたという記述がある。

松の根や幹に代わり、油脂類が灯火として何時ごろから使われ始めたかについて明らかにした文献はない。竪穴式住居跡から発掘された釣手形土器に、灯火器として使われたと推定される痕跡が残っていることから、古墳文化期にすでに灯火として油脂類が使われていたとも思われるが、実証は全くされていない。

中世になると灯火の種類も増え、家の中の照明用、携行用（屋内と屋外）、庭のかがり火などにそれぞれ異なる灯火具が使われるようになった。中世の灯火具としては、灯台、短檠（たんけい）、灯籠（とうろう）などが使われた。灯火も松や杉をそのまま利用する形から、さまざまな油脂類が使われ始めた。宮本馨太郎氏の「燈火その種類と変遷」では次のように語られている。「松の木など木を焚く灯りについて、動物や植物の油脂を燃して灯りとするのが行われたのであろう。海からとった魚を火で焼いた時、その脂がよく



国立国会図書館 蔵

燃えるのを見て、人々はこれを灯りに使うようになったのである。海の幸に恵まれたわが国では、この魚の脂を灯りに使用することは案外早くから行われ……」

こういった灯火の研究書においても、油脂類が灯火として利用され始めた年代については書かれておらず、大雑把な推定がなされているのみである。一方、油の歴史から見ると、わが国で初めて榛（はしばみ）の実が灯火用に搾油されたのは、神功皇后の時代というのが定説になっており、その種本は「清油録」（大蔵永常著）である。しかし「清油録」は搾油の起源についての記述のほとんどを文化7（1810）年に刊行された「搾油濫觴（さくゆらんしょう）」（衢重兵衛編）

に因っている。

その「搾油濫觴」によると……。

わが国で初めて木の実が搾油されたのは神功皇后 11（211）年のことで、摂津の国の住吉大明神（現在の住吉大社）において行われた神事で灯火がつかわれ、その灯明油として献燈するため同じ摂津の国の遠里小野村（おりおのむら）において、榛の実が搾油されたといわれている。遠里小野村はこれにより、社務家から御神領のうち免除の地を与えられたという。これがわが国の搾油のはじまりとされている。

こうした木の実油から、草種子油へと変わって行くまでには少し時間がかかり、「貞観元年（859年）、城州山崎の社司が初めて長木（ちょうぎ・ながき）という道具で荏胡麻油（えごまゆ）を絞り、禁裏をはじめ石清水八幡宮、離宮八幡宮の灯明油として献上したのが草種子油の始まりである」（搾油濫觴）と述べられている。

また、「搾油濫觴」では、実際に灯火がどのように使われたか、さまざまな文献を収集して紹介しているので、その一部を以下に掲げる。

孝徳天皇の大化年中（651年）、味経宮（あじふのみや）で2,100人の僧尼を招請し、一切経を読ませ夕刻、宮殿前の広場で2,700余の灯火を燃やし、安宅経・土側経等を読ませた（難宮安鎮の仏事と推定）（「日本書紀」）。

天武天皇の白鳳年中（673～686年）、河原寺で燃灯供養（多くの火を燃やし仏を供養する行事）が行われた（「日本書紀」）。

以上の行事には木実の油が使われたと推定され、8世紀以降はもっぱら草種子油（油火）が用いられるようになったという。仏事、神事とともに灯火が発展し、より明るく、より手軽に、より長時間、灯を維持できる油が求められ、やがて荏胡麻油がその中心的な地位を占めるようになってゆく。

2. 大山崎の荏胡麻と遠里小野の菜種

しかし、木実油や草実油の油も長く残り、たとえば正暦の頃（990～995年）には、椿油が売り歩かれ、長谷寺の灯明に用いられたという記述が「小右記」に見られる。伊勢神宮の灯明油には椿油が使われており、岡崎の太田油脂が椿油を献納している。

灯火油の歴史は松脂を多量に含んだ松の根を燃やすことから始まり、魚油、榛油、椿油、胡麻油、荏胡麻油と変化してくるが、これらの油は時代とともに変遷するといったことではなく、それぞれ同時期に重なって使われている。たとえば漁村では魚油を灯火用に使うことが明治時代でも行われていたし、木実油や草実油も使われ続けた。しかし、9世紀以降、時代を経るごとに荏胡麻油が圧倒的な地位を占めるに到ったことが推測される。この荏胡麻油の発展は、大山崎で考案された長木による搾油法と無縁ではない。優れた搾油法の確立とともに、荏胡麻油は全国の社寺や宮廷、貴族階級、武士階級へと着実に浸透し、灯油の市場を席卷するに至る。

2. 大山崎の荏胡麻と遠里小野の菜種

わが国の油の歴史に重要な役割を果たしたのが、山城の国山崎の地にある大山崎離宮八幡宮である。大山崎離宮八幡宮は、清和天皇の代、貞観元（859）年に大和の国大安寺の行教和尚が、八幡様を分霊遷座したのがはじまりとされている。遷座と同時に、大山崎の社司が、長木による搾油を開始した。搾油原料として使用された荏胡麻の栽培も行った。この油は、大山崎の灯明として利用されると同時に宮廷にも献上され、朝廷は、その功績を賞して、社司に「油司」の宣旨を賜った。それ以来、神社仏閣の灯明の油は、全て大山崎が納めることとなった。

その後、諸国でもこれに倣い、長木による荏胡麻の搾油が全国に拡大した。そこで朝廷では、論旨・院宣を発し、大山崎の社司を、特に「荏胡麻製油の長」と認定し、独占権を認めた。また、大山崎を「荏胡麻製油家の元祖」として、諸国の関所や渡し場を自由に通行できるようにし、課益を免除した。

離宮八幡宮に残る最古の文献である貞応元（1222）年12月の美濃国司の下文によると、油や雑物の交易のため、不破関（ふわのせき）の関料免除の特権を保持し、不破関を越えて、遠く美濃尾張まで行商の旅に出ていた。また、旧社家・疋田種信氏所蔵写本中にある寛喜元（1229）年12月28日付の六波羅探題御教書によれば、既にこの頃、大山崎は播磨国で専売の特権を有し、翌寛喜2年の御教書では、肥後国まで範囲を拡げていることがわかる。

応長元（1311）年には、神人（じにん）の訴えによって、後嵯峨院の院宣が下り、荏胡麻と油の販売独占を保証された。正和3（1314）年には、六波羅の下知状によって、荏胡麻の運送に関して、淀河尻、神崎、渡辺、兵庫等の関料を免除された。その後、南北朝か

ら室町時代にかけて、大山崎商人の活躍はますます目覚ましいものとなっていった。文安3（1446）年に室町幕府が下した兵庫開制札の中では、山崎神人の買入れた荏胡麻の運送は、「山崎胡麻船」として、大神宮船等とともに、関料の免除が保証されている。室町幕府においては、歴代の将軍が御教書を下して、大山崎の權益を保証している。

大山崎神人の活躍は、鎌倉時代初期から室町時代まで約200年にわたって全盛を究めた。しかしながら、応仁の乱（1467～1477年）が起これると、京は戦火に包まれ、山崎の地も荒廃して、往年の勢力は失われた。そして、信長が進めた楽市楽座政策により大山崎の油座の特権は廃止された。信長の死後、豊臣秀吉は、一時大山崎の油座の復権を認めたが、時代の流れは変わらず、天正12（1584）年11月10日付けの安堵状を最後に、大山崎油座は、文献上から完全に姿を消した。

山崎の荏胡麻油に代わって、より効率的な菜種の搾油に取り組み、山崎を凌駕するにいたったのが摂津の国遠里小野である。遠里小野では、住吉神社を中心として早くから油商人が台頭し、しばしば山崎神人と対立していた。嘉慶2（1388）年には、和泉、摂津の商人が「住吉神社御油神人」と称して油木を立て、荏胡麻油を販売しているのを大山崎神人が訴え、営業を停止させられている。その後（17世紀に入り）、遠里小野の若野某という人が開発した新しい道具のしめ木（搾木、搗押木）により、油分の多い菜種の搾油を効率的に行うことが可能になり、遠里小野の菜種油が全国を席卷するに至った。菜種は室町時代頃に中国から伝わり、九州や畿内において作付けされ、主に食用に供されていた。

遠里小野では、土地の人々が総出で菜種油の製造に当たり、「油田仲間（あぶらだなかま）」と称して掛け札を出し、毎日油の価格を書き記すようにした。「油茶屋（あぶらちゃや）」なるものを建て、油売りたちが集まって休んだり、油の値段を決めたりした。

3. 商人のはじまりと発展

商売は行商から始まった。古代では店舗での販売はまだ登場せず、商売の中心は行商であった。行商には、居住地の近くを売り歩く小商人と、全国を放浪する旅商人との区別が見られた。中世になって、都市では店舗営業が一般的になった後も、小商人は日帰りか一泊程度で都市を訪れ、棒を担いで振売を行った。都市の発達に伴い、種々の振売の姿は、都市の住民の需要を満たすためには、欠かせない存在となっていったのである。その中には、大山崎の油商人の姿もあった。室町時代に入ると、農閑期を利用した農民の出稼ぎの姿も数多く見られ、江戸時代に禁止されるまで続いた。

近郊の農村から来た商人は、寺社の祭礼に合わせて出店するのが常であった。奈良の興福寺の大乗院には塩の本座と新座があったが、新座は、原則として町中で振売を行い、屋内では一切売らないことを定めていた。

3. 商人のはじまりと発展

小商人の場合、個々の売り上げは少なかったが、旅商人は、まとまった売り上げを上げる存在であった。古代では、『日本書紀』欽明天皇（在位 539～571 年）の条に、秦大津父が、山城から伊勢にかけて行商をしたことが記されている。この秦氏は、勢力のある帰化人であり、古くから商業に従事していたものと見られている。

荘園の発達した平安時代には、行商人の数も増え、『伊勢物語』には、「田舎わたらひする人」、すなわち田舎へ行商に向かう人の記述が見られる。『新猿楽記』には、「利を重んじて、妻を知らず、身を念ひて他人を顧みず、その交易地は、北は陸奥から南は貴賀島（鬼界ヶ島）に及び、その交易品は唐物四十五種、本朝物三十六種に上る」との記述がある。遠路運ばれる国産品の中には、化粧品原料となる水銀、砂金、硫黄など、産出地に限られる上に産出量が少なく、生産・精製に技術を要するもの、すなわち高値で取り引きされる特殊産品が数多く見られた。

行商が本当の意味で日本列島を席卷するのは、荘園制が崩壊し、全国に大名の領地が形成された以降のことである。鎌倉時代に入って、貨幣が全国規模で流通したことも、商業の本格化を促した。京の商人が、次いで堺の商人が、全国の市場に姿を現した。堺の商人は、最初、地元の魚や塩を奈良近辺で売っていたが、後には東国に至るまで、諸物品を売り歩いた。近江商人も平安時代より活動し、伊勢商人も鎌倉時代末から、東海地方に進出していた。伊勢商人の起こりは、東海の地に数多く存在する皇大神宮の御厨・御菌の年貢を運搬する廻船業者だったと推定されているが、後に伊勢神宮の参拝客や、営利目的の物資の輸送に手を広げ、勢力を伸ばした。他にも、博多商人、日本海の敦賀商人、小浜商人などが次々に商売で名を馳せた。陸奥の十三湊の船も、蝦夷地の物産を本州に運んで販売していた。

かくして、都市と地方との間の取引は、日常的、組織的なものとなった。都市には、国名を冠した屋号の商人が多く住んでいた。京なら越後屋・若狭屋・奈良屋・淀屋・丹波屋・筑紫屋・豊後屋・備中屋・坂東屋、堺なら備中屋・奈良屋・日向屋といった面々である。これは、単に主の出身を示すものではなく、多くの場合、その地方の商人と密接な関係を保っていることを示していた。

商業が大規模化・常態化した 15 世紀には、行商人も自由に放浪することを止めて、店舗に定着し、そこを拠点に活動するのが普通になった。また、旅の時も、集団で移動して安全を図る光景が当たり前になった。一人気ままに諸国を遍歴する物売りの姿は、もはや過去のものとなったのである。大山崎の油商人が地方に原料の荏胡麻を買い付けに行く時も、隊を組んで行動した。中世の商人が同業者組合である座を結成する背景には、行商時の集団行動の経験があったことが挙げられる。

個人の常設の小売店舗は、平安末期から一部には存在していた。『宇津保物語』には、京は七条大路の真申（まさる）に魚と塩の店を構える女の話が出てくる。店舗売りが一般

的になった応仁の乱以降は、奈良では、元龜3（1572）年の調べで、世帯数の約3分の1が商人・工人の店や住居で、その種目は約50種に及んだとある。

商品を売る場所は、平安の昔から、棚と呼ばれていた。これは、文字通り、商品を置く棚を据え付けていたためである。鎌倉末期から、見世棚という言葉が使われたようで、『庭訓往来』には、「市町は通辻小路に見世棚を構えしむ」と書かれている。見世とは、やはり、人に「見せる」の意であろうと言われている。室町時代になると、この見世棚から、「店」という言葉ができる。だが、たなという言葉も生き延び、江戸時代には、店と書いて「たな」と読ませるのが普通であった。

4. 市 と 座

座のルーツは、市にある。ここで言う市とは、定期市のことだ。その背景には、平安末期の荘園領主の銭稼ぎの動きがあった。この時代は、物々交換経済から貨幣経済への変わり目の時代で、宋銭が本格的に流通し始めたことで、中央への年貢銭獲得のため、余剰生産物を市に出して、銭に変えた。

鎌倉時代に、最も早く市が発達したのは、寺社の門前であった。中でも特に有名だったのが、伊勢神宮の門前の八日市である。

室町時代に入ると、交通の要地に市が形成されていく。奈良では、南市、北市、高天市が毎日交替で開かれた。この頃から、虹の立つところに市を開く風習も始まった。交易の盛んな所では、「一・六」「二・七」「三・八」「四・九」「五・十」と、月に6回、5日毎に開かれる「六斎市（ろくさいいち）」が栄えていた。

その中から、“市座”が出現する。市座とは、一定商品の専売権を有する特定の販売座席のことだ。祭良の南市には、魚座、塩座など、30余の市があった。彼らは次第に集団を形成し、何かにつけて利益を吸い上げようと図る封建時代の諸勢力に対抗していく。こうして次々と発生していったのが座である。

5. 油 座

さて、その中で油座である。前節で述べたように、中世までは、油の販売は、寺社の神人、寄人がほとんどを占めており、これらの特権商人達が集まることで、「油座」が形成された。したがって、その起源は非常に古い。主な油座を見ると、九州宮崎八幡宮の油座は、遅くとも平安末期には成立していたと推定され、醍醐寺の油座は、鳥羽天皇の久安年間（1145～）に、既に記録に登場する。

中世の前半には、油は贅沢品であり、寺社や公家が夜間の灯明に用いるだけだったが、

5. 油 座

貨幣経済が発達し、生活レベルが向上すると、地方豪族なども、夜間照明のために油を求めるようになった。その結果、油座の中でも、商才に長けた特定の座が、突出した勢力を獲得するに至る。大和の国に、符坂座（ふさかさ）という油座があった。当初は、興福寺春日社に灯明を奉仕するだけの集団だったが、東大寺の油倉（大仏殿の灯油を貯蔵する機関）への販売を請け負ったのを皮切りに、次々に勢力を拡大し、ついには奈良一帯に、油の独占販売網を張り巡らすに至った。こうなると、各地で利権を巡る騒動が巻き起こる。大和の南方に起こった矢木座は、胡麻の購入を巡って符坂座と衝突し、長年に渡って闘争を繰り返した。

しかし、信長、秀吉は商売の独占を図る座を認めず、徳川家康も江戸、大阪は元より幕府の主な直轄地すべてで、座の結成を禁止したのである

天下の要衝—大山崎と離宮八幡宮

離宮八幡宮の由来は、当社 HP に詳しいが、以下の様である。

「平安時代（794～）の始め、清和天皇が太陽が我が身に宿る夢を見、神のお告げをお聞きになりました。そのお告げとは国家鎮護のため、九州は宇佐八幡宮より八幡神を京へ御遷座せよというものでした。そこで清和天皇は僧の行教にそれを命じます。天皇の命を受け、八幡神を奉じて帰京した行教が山崎の津（当時淀川の航海のために設けられていた港）で夜の山（神降山）に靈光をみしました。

不思議に思いその地を少し掘ってみると岩間に清水が湧き出したのでここにご神体を鎮座し、社を創建することにしました。

貞観元年（859）国家安康、国民平安を目的とする「石清水八幡宮」が建立されました。ここは嵯峨天皇の離宮である「河陽宮」の跡地であったため、後に社号が「離宮八幡宮」と改称されました。」

「油祖」と言われる所以も、以下の通りである。

「貞観年間、時の神官が神示を受けて「長木」という搾油器を発明し荏胡麻油の製油を始めました。当初は神社仏閣の灯明用油として奉納されていましたが次第に全国にこの業が広まり、離宮八幡宮は朝廷より「油祖」の名を賜りました。また、油座として離宮八幡宮は油の専売特許を持ち栄えてゆきます。諸国の油商人は離宮八幡宮の許状無しには油を扱うことはできませんでした。」

以上の様に、平安京の鎮護として建立され、地の利を生かした荏胡麻油の生産販売を一手に担った離宮八幡宮と大山崎は、菜種油が登場するまでの間、大いなる繁栄を享受するのである。

右段の絵図は、江戸時代中期の離宮八幡宮を描いたものであるが、美しい神社であった。大山崎神人の活躍には、八幡宮信仰も大きな力になった



離宮八幡宮絵図（江戸中期）
離宮八幡宮 蔵

に違いない。その活躍や歴史はこれからも新しい資料の発見や考察で深められることと期待される場所である。

この美しい離宮八幡宮のある山崎は、天王山（270 m）と男山（142 m）に挟まれ、桂川、宇治川、木津川の三川が合流し淀川となって大阪湾へとそぐ起点となるところで、天王山の裾を巻くように西国街道（京都から西宮）が走り、まさに中世の京都を護る要衝である。

この地の歴史をみれば、南北朝時代（1336～92年）、応仁の乱（1467～77年）、そして「天王山」と言えば天下を左右する戦いの代名詞ともなった羽柴秀吉と明智光秀の戦い（1582年）など、その後の日本の歴史を変えた節目の戦いが繰り広げられたところである。大山崎は、それら戦乱の中をよく潜り抜け生き延びていく。

しかし応仁の乱で、大消費地京都の疲弊はなほだしく、続く戦国時代の楽市楽座（自由経済の中での「座」の特権の消失）の流れ、末期には、天王山の戦いに勝った秀吉がしばらく大山崎に城を構えていたが大坂城に移ってからは、大坂が政治

経済の中心となり、山崎からも油絞の職人や商人が移住していく。こうして軒を連ねた油屋や長木で油を搾る音で西国街道を賑わした大山崎の姿はかつての栄光を失っていくのである。

そして離宮八幡宮は、1601年に徳川家康から大山崎の地を神領として安堵され、1634年、三代将軍徳川家光による離宮八幡宮の官費造営が行われ、絵図に残る美しい姿を残すことになる。

「山崎長者」と言われた最盛期の時期は、南北朝から応仁の乱の前頃までと言われ、荏胡麻の集荷・製造・販売を一手に支配しその影響力は、西は九州そして畿内一円（ただし大和は別だったようである）、東は美濃に及んだ。

荏胡麻の集荷は瀬戸内の諸国から「山崎胡麻船」と呼ばれる海運で淀川をさかのぼり運んだ。その様子を、文安2年（1445）に兵庫北関入船納帳に見ることができる（東大寺管轄の兵庫北関の関料

徴収簿―「離宮八幡宮と中世の灯明油」大山崎町歴史資料館 第22回企画展 展示図録より転載）。ここで「山崎胡麻」「山崎物」と記載されている積載品が荏胡麻と推定される。

これを見ると荏胡麻の集荷はかなり大がかりであったようで、おそらく販売も遠方へは商隊を仕立てて行ったのではないだろうか。天秤棒を担いでの振り売り姿は、近場の京都だけだったのかもしれない。

経済の発達や、新しい都市の建設は、灯明に使う油の需要を喚起し、やがて荏胡麻から栽培しやすく生産性の良い菜種・綿実という新しい油糧作物へ、搾油の技術革新（長木から締木へ：締木は遠里小野村での発明とされているが、12世紀後半に描かれた『信貴山縁起絵巻』（国宝）「山崎長者の巻」に、締木に似た油絞り機が描かれている）も手伝って移り変わっていくのである。



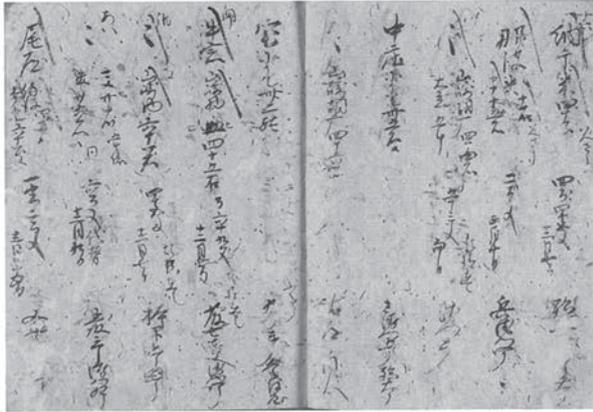
↑大山崎・離宮八幡宮社殿
←日使頭祭で行われた湯立の神事

(2016年4月9日 日使頭祭にて撮影)



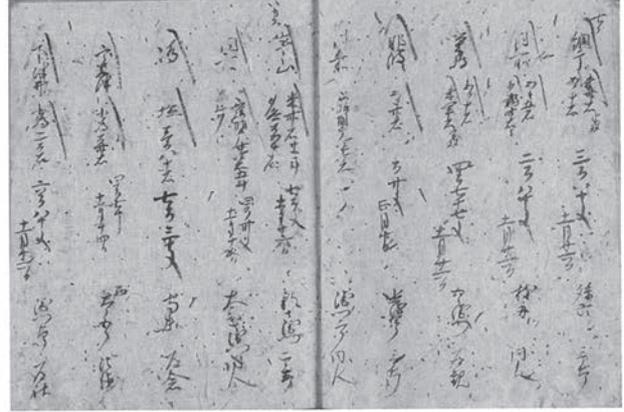
↑復元された「長木」
←復元された押木いずれもサイズは縮小して復元されている。

(2016年4月9日 日使頭祭にて撮影)



兵庫北関入船納帳 文安2年(1445)

「山崎胡麻」以外にも「山崎物」という記載がある。当時の物資の流通する記す屈指の史料である。



兵庫北関入船納帳 文安2年(1445)

文安2年段階の東大寺管轄の兵庫北関の関料徴収簿である。ここでは大山崎が扱う「山崎胡麻」が積載品として記されている。



兵庫北関入船納帳
文安2年(1445)

兵庫(神戸市兵庫区)は、瀬戸内海屈指の良港であり、後の神戸港の前身にあたる。当史料は1960年代中葉に林屋辰三郎氏が古書店で確認され、現在は重要文化財に指定されている。なお、近年補修が完了した。

船籍地	積載品目	数量	関料	納入月日	船頭	船主(関丸)
塩飽	山崎胡麻	83石	275文29		二郎五郎	道祐 元ハ屋後屋
観音寺	山崎コマ	60石	667文	4月9日	与五郎	豊後屋
塩飽	山崎コマ	96石5斗	175文	4月4日	泊 太郎左衛門	道祐
地下	コマ	1石半双	230文		小太郎納	同日入
蒲刈	コマ	20石他	豊前斗 代替7貫文	5月27日	嶋末	道祐
蒲刈	コマ	20石他	豊前斗 代替2貫700文	5月27日	九郎左衛門	道祐
塩飽	コマ	20石他	讃岐斗 管領1000石内 1貫200文	6月24日	大蔵	道祐
地下	コマ	1石他	85	6月18日	太郎五郎	
地下	胡麻	10石	讃岐斗 260文	6月26日	堺三郎	
尾道	コマ	3石他	220文	7月10日	九郎左衛門	二郎三郎
尾道	コマ	10石他	2貫500文	7月28日	藤五	南孫太郎
伊部	コマ	5石他	450文	10月4日	治部太郎	二郎三郎
網干	コマ	3石他	420文	10月27日	枝舟衛門五郎	三郎太郎
中庄	山崎胡麻	30石			祐道	孫太郎
泊 牛窓	山崎胡麻	120石	55文	11月17日	掃部	衛門九郎
地下	コマ	40石他	1貫100文	11月27日	枝舟二郎衛門	
番田	山崎胡麻	50石他	353文	11月7日	大蔵	衛門九郎
那波	山崎胡麻	44石			衛門二郎	三郎太郎
平山	山崎胡麻	24石5斗他	430文	11月15日	太郎左衛門	二郎三郎
塩飽	コマ	5石他	620文	12月10日	太郎衛門	道祐
地下	胡麻	20石	545文	11月16日	堺三郎	
泊 牛窓	山崎コマ	48石		11月13日	枝舟掃部	衛門九郎
霧著	山崎胡麻	20石	起請文在之		関内	左衛門四郎
宇多津	胡麻	46石5斗	山崎物		四郎二郎枝舟 三郎太郎	法徳
尼崎	コマ	40石	山崎物 在之起請文		太郎	
那波	山崎胡麻	44石他	53文 起請文在之		衛門二郎	孫太郎
中庄	山崎胡麻	46石			祐道	孫太郎
関 牛窓	山崎物	45石	169文 起請文在之	12月7日	藤七大夫	衛門四郎
泊 牛窓	山崎物	61石	45文 起請文在之	12月7日	掃部二郎	二郎
番田	山崎物	50石	320文	12月15日	大蔵	衛門九郎
地下	コマ	20石[5斗儀]他	1貫文	1月27日	豊後屋衛門三郎	
地下	コマ	15石[5斗儀]他	650文	1月27日	豊後屋衛門三郎	
泊 牛窓	山崎物	150石	45文 起請文在之	12月7日	掃部	衛門九郎
香西	コマ	3石他	380文	12月19日	兵衛三郎	道親
別宮	山崎コマ	41石5斗	45文	1月10日	若大夫	三郎太郎
尾道	コマ	5石他	645文	12月15日	祐宗	孫太郎
連嶋	コマ	5石他	370文	12月10日	祐寛	道祐
連嶋	コマ	12石			二郎三郎	道祐
宇多津	山崎コマ	34石			六郎太郎	
地下	コマ	10石他		1月22日		
地下	コマ	7石他			二艘分	
平山	山崎コマ	51石5斗他	383文	12月14日	与平四郎	二郎三郎
那波	山崎物	44石5斗他	52文	1月〇日	衛門二郎	三郎太郎
松江	山崎物	32石5斗他	150文	1月〇日	形部二郎	木や
番田	山崎物	75石	103文	12月2日	大蔵	
泊 牛窓	山崎コマ	163石5斗	米1俵		湯屋辻子二郎三郎	
船上	山崎コマ	13石	45文 起請文在之		吉内	衛門四郎
霧著	コマ	26石山崎物	45文	2月23日	六郎四郎	衛門四郎
霧著	コマ	10石山崎物			二郎三郎	衛門四郎
塩飽	山崎物	20石5斗	55文	12月27日	五郎二郎	三郎二郎
中庄	山崎コマ	37石	45文		二郎中務	
番田	山崎コマ	50石他			大蔵	衛門九郎
塩飽	シホ 山崎物		1貫46文	1月10日	太郎兵衛	道祐
那波	シラ 山崎物		那波塩3斗		衛門二郎	太郎

兵庫北関入船納帳にみる
「胡麻」「山崎胡麻」「山崎物」

少なくとも「山崎胡麻」「山崎物」については、荏胡麻など、大山崎関連の物資を運搬していたものと思われる。瀬戸内海沿岸の船籍地が記されており、西日本各地の港津で荏胡麻が取り扱われていたことがわかる。また『離宮八幡宮文書』の各史料では、兵庫津における関料免除が謳われているが、この入船納帳では関料徴収の対象になっている。

「離宮八幡宮と中世の灯明油」大山崎町歴史資料館 第22回企画展 展示図録より

「兵庫北関入船納帳」(国指定重要文化財)京都市歴史資料館 蔵

本 史一百万都市を照らした灯明油の供給はいかにして 実現したか

第1章 物流を後押しした幕府の制度と搾油の技術革新

1.1 身分制と石高制

1.1.1 兵農分離と城下町の繁栄

江戸時代を分析するにはいろいろな切り口があるが、社会体制としては、「兵農分離」、
「士農工商」の身分制であり、経済システムは「石高制」であり、国の形としては「鎖国」
である。

「兵農分離」は、戦国時代から進んでいたが、江戸時代に入りさらに徹底された。武士
は領主から土地をもらう知行制から、米や賃金を支給される俸禄制に切り替わり、それま
での知行地から城下町に移住した。人口の84%を占めていた農民は、士工商から切り離
され、原則として自給自足を強いられた。商業や工業は城下町にしか存在せず、農家は米
作りに専念させられた。町方（城下町、寺内町、港町、宿場町など）と在方（農村、漁
村）に分けられ、在方での商業活動は許されなかったが、現実には漁村などでは魚介類の
販売や、海産物の商品化が行われ、市が立った。

城下町は都市として整備され、武士と職人や商人との居住区域は分離され、商工業者は
業種ごとに、鍛冶町、呉服町などに集められ、これら商工業者には土地の無償提供や公事
（訴訟）や税金の免除といった特典が与えられ、また領主は自由営業を保証するといった
優遇措置により、商工業者を城下町に集めた。各城下町はそれぞれの地方における政治、
経済、文化の中心地として発展し、各藩の物資の集散地として機能し、また一大消費地で
もあった。そしてこれら城下町と中央の三都市である江戸、大坂、京都を結ぶネットワー
クが経済の根幹をなしていた。

1.1.2 参勤交代総費用の64%が江戸滞在費

藩の大小は米の石高で表され、農民の納税は米で物納するのが原則だった。米以外の換
金作物（木綿や菜種など）を栽培している地域では銭貨による納税も行われていたが、こ
うした地域は一部だった。寛文3（1663）年頃までの年貢は7公3民だったが、新田開発
や、備中鍬（びっちゅうくわ）や千歯扱（せんばこき）、唐蓑（とうみ）、踏車（ふみぐる
ま）など新しい農器具の開発、商品作物の作付けによる単位面積当たりの収益性の向上

により、寛文・延宝（1661～1681年）年間になると農民に可処分所得が残るようになり、寛永・正徳期（1704～1716年）には3公7民となったという（本城正徳「近世の商品市場」）。

物納された年貢米は、武家の消費分以外は換金する必要があった。衣料や各種の道具類などの生活必需品、また武具や兵器を購入するには貨幣が必要であった。そして、寛永12（1639）年から武家諸法度の寛永令により義務付けられた参勤交代の費用を捻出しなければならなかった。参勤交代にかかる費用（旅費と江戸での滞在費）は莫大で、出雲松江藩の資料によると、年貢米の57%が換金され、その支出内訳は藩内31%、大坂5%、そして江戸が64%とされている（吉永昭、横山昭男「国産奨励と藩政改革」）。

しかし年貢米を換金するにも、各藩内に大きな取引市場はなく地元商人が扱える量には限りがあり、年貢米の換金、商品化は領内市場で完結せず、江戸、大坂、京都の3都にある中央市場まで輸送して売り捌く必要があった。しかし江戸時代初期には、商品市場間の結びつきが不完全で、中央市場と諸藩領内市場という二重構造で成り立っていた。

1.1.3 初期豪商の台頭と没落

こうした遠隔地間商業の担い手として、諸藩と密接に結びつき、米の地域間価格差を利用して大きな富を蓄積した、いわゆる初期豪商が各地に現れた。廻船機構が未成熟の段階では、船や伝馬などの輸送手段を持ち、商品保管の蔵を所有する地域商人が藩の需要に応えたのである。

江戸の初期段階では、効率の悪い荷駄馬による輸送が主流を占めており、大量の米を効率良く運べる舟運・海運は、限定的だった。たとえば日本海側各藩の米は主に京都に運ばれたが、敦賀や小浜までは船で運ばれ、そこから京都までは馬による陸送だった。東北諸藩の米は那珂港（ひたちなか市・那珂川）までは海運、そこから川を利用する舟運、さらに海老沢からは陸運で江戸に運ばれた。三都（江戸、大坂、京都）へ年貢米を安価で大量に運べるのは、海運しかなく、各藩主、幕府は商人の力を借りることで新たな航路開発を実現することになる。

初期豪商は、17世紀後半からの海運航路の開発による物流網の整備とともに没落し、中央市場の間屋を核とする全国的な物流・商流市場が形成されて行くことになる。領主は上方市場から必需品を購入、京都の高級絹織物（西陣織）や武具、蒔絵、漆器などの美術工芸品、大坂の灯油、金属加工品、酒、堺の鉄砲、織物などを入手した。京都と大坂は、高い加工業生産力とそれに対応する各種商業の存在によって近世前期の分業構造の中核をなしており、江戸とともに幕藩体制の要に位置した。

未成熟で封建的な経済システムではあるが、全国市場の成立と地域分業の形成が見られ、「近代の可能性を懐胎する社会」（杉山伸也「日本経済史 近世－現代」）との評価も

なされている。

1.2 貨幣，度量衡の統一

1.2.1 金，銀，銭の3貨制度

江戸時代の貨幣制度は，金貨・銀貨・銭貨（銅貨）の3種類を金額の大小や地域などによって使い分けるといった複雑な形になっていた。日常的な小口の売買には主に銭貨が使われ，大口の商取引の場合，西日本では主に銀貨が使われ，東日本では主に金貨で決済された。東と西の経済圏で通用する貨幣が異なる制度で，全国規模の商取引が発達している中で，金と銀の交換比率が重要な問題であった。

幕府は，金座・銀座・銭座を設けて鑄造権を独占するとともに，慶長14（1609）年，貨幣の交換比率を金1両＝銀50目＝永楽銭1貫文＝京銭4貫文と定めた。その後，元禄13（1700）年には，金1両＝銀60目＝銭4貫文に改定している。しかし，市場は公定の比率では動かず，その時々の変動相場で取引がなされていた。

銭貨については，慶長11（1606）年に慶長通宝が鑄造され，幕府は室町時代から使い続けられていた永楽銭や鏝銭（びたせん）の通用を停止している。しかし，さらにはその後には鑄造された元和通宝によっても銭貨需要を完全に満たすことはできず，永楽銭や鏝銭もすぐには姿を消さず，ある時期までは使われたものと見られている。寛永から寛文期（1624～1672年）にかけて，寛永通宝が大量に鑄造されるに至り，ようやく永楽銭や鏝銭は市場から退場した。

幕府の収入を支えたのは年貢と思われがちだが，資料が残されている江戸の後期には，年貢の収入は半分にも達していない。天保13（1842）年で見ると，年貢は幕府総収入の23%に過ぎない。収入の35%を占めていたのは，貨幣改鑄益とされている（弥永貞三「日本経済史体系・近世」）。この年の総収入は156万7,000両で，貨幣改鑄益は55万7,000両だった。幕府にとって打ち出の小槌となった「貨幣改鑄益」とは，要するに貨幣発行による製造コストと発行貨幣の額面総額の差益のことを指している。この「貨幣改鑄益」を最初に編み出したのは，元禄期に勘定奉行を勤めた荻原重秀である。元禄8（1695）年に荻原は，慶長小判を改訂し，金の品位を84.29%から57.36%に落とし，これにより474万両という巨額の差益を生み出した。

1.2.2 定尺の採用と油桶の正本

度量衡の統一は寛文期（1661～1673年）にほぼ達成された。長さは尺が基本とされ，統一前の寛永4（1626）年，と明正8（1631）年に幕府から触が出されており，この触では「大工かね」を尺の長さの基本として織物定尺を定めている。この統一された尺は租税

を課す面積を計る際にも使用された。しかし、太閤検地では6尺3寸竿を1坪面積の1間として使用した。江戸幕府は、6尺1分竿を間尺とし坪面積を定めた。太閤検地より農民に不利（課税面積が増える）になっていることもあって、年貢と直接結びつくこの間尺による全国統一は実際には強行されず、地方の事情を考慮して原則としてそれまでの実績を考慮して課税面積が決められた。

重さを計る秤の統一は、江戸に守随家、京都に神家という2つの秤座を設けて進められた。両家の販売競争が激しくなったことで、承応2（1653）年に東33カ国は守随家、西33カ国は神家に、それぞれ秤の独占販売権が認められ棲み分けることとなった。この両家の支配の下に地方秤座が置かれることで秤の統一が進んでいった。

容量を計る枡も東西で管轄が異なっており、江戸の枡座は清水弥吉に京都の枡座は福井作小左衛門にそれぞれ認可が与えられた。しかし、京枡と江戸枡は容量が異なっていたため、寛文9（1669）年に京枡に統一された。

こうした幕府の度量衡統一は、課税や経済の円滑化を図るには欠かせないものであったが、油を入れる桶の容量についても容量を統一する必要が生じた。それまでは問屋毎に異なる桶を使用していたためそれぞれの容量が異なり、江戸の油問屋からの苦情が絶えなかった。京枡に統一された寛文9年に、大坂の菜種、綿実油問屋とそれぞれの絞油問屋（しめゆどんや）が大坂東町奉行の石丸石見守定次に1斗樽の容量統一について出願することとなった。石丸は、「1斗桶の両横に葛籠藤にて持手を付け、桶の内外に美濃紙を張り、之れに渋引をなしたるものに油を入れ、指竹を立てて1斗の所に目を切りたるものを1斗の印として、之れを豎桶、指竹の正本とし油売買に関する斗量の正本と定め」（大浦萬吉「黄金の花」）とした。石丸は、この正本を基準として毎年新年に新豎桶を製作することとし、その副本を業者に与えて日々の取引に用いるようにした。

また、江戸向けの油樽は、当初は裸樽だったが、寛永19（1642）年春、備前屋宗兵衛が、筵（むしろ）で包んだ樽を出荷した。これが使いやすく評判になったので、江戸から全てこれにして欲しいと要望があり、以後ほどの店も、江戸向けの油は包み樽で出荷することになったという話が伝わっている。

1.3 江戸時代の搾油技術

1.3.1 人力から水車搾りへ

我が国の搾油技術・機械は、主に荏胡麻を絞った大山崎の長木から始まり、16世紀には菜種を原料にした遠里小野の搾め木に移り、そして18世紀に入り、動力として水力の利用が始まる。全国をリードした大坂の菜種絞油所は多くが小規模で、人力による搾油の域を出なかった。これに対して、18世紀以降、西摂津（現在の兵庫県）の灘（武庫、兎

原、八部の三郡の総称)で六甲山の水流を利用した「水車搾り」が登場する。人力による搾油は、菜種を煎り、人が碓を踏んで粉にするが、灘では、水車に「同搗(どうづき)」という押しつぶす道具を仕掛けて粉にするので、大いに手間が省ける。搾った油の品質は変わらないが、油の抜け方が悪いので、油粕の値段は、人力搾りよりも少し安い。しかし人力では、5人体制で菜種を一日に2石も搾れば良い方だが、水車を使えば3石6斗も搾ることができる。採算性の良さで水車に及ぶものはなかった。

水車搾りの絞油業者は明和7(1770)年の株立ての資料によると60軒に達している(これ以外に人力による絞油業者が20軒あり、同時期の大坂菜種絞油業者が250軒、綿実絞油業者が30軒)。水車搾りの搾油業者は、西国から瀬戸内海を経て大坂に運ばれる菜種を途中の兵庫の地で買い取るなどしたといわれ、たびたび紛争が起きており、幕府は大坂への菜種独占強化を懸命に維持しようとする。

採算性の良さで水車搾りは優れていた。水車は、普通は自然に地を流れる水に掛けるが、水の乏しい所では、高い所から樋で水を引いて水車に落とす「腹がけ」を用いるといったことも行われた。水車搾りで搾る菜種油は他産地の油とは区別され、「灘油」と呼ばれた。

1.3.2 綿実油の改良—黒油・赤油から白油へ

綿実油は、綿花の副産物である。木綿の栽培は、安土桃山時代より、畿内や三河を中心に盛んになり、大量の綿が江戸へ送られた。江戸では綿を用いた衣服が普通に着られるようになった。綿実の搾油が何時から始まったかは、元和年間(1615~)ともいわれるが定かでない。大坂・道頓堀の菜種搾油業者であった松屋彌惣右衛門、あるいは木津屋三右衛門が始めたという(大浦萬吉「黄金の花」)。綿実油は「黒油」あるいは「赤油」と呼ばれたが、灯油としての明るさが菜種に比べて劣ったことで消費が伸びなかった。

木津屋三右衛門は、ある夜、綿実油を入れた壺の傍らに、土蔵の上塗り用の石灰を積み重ねておいた。翌朝、油を見ると、色が抜けていた。石灰が崩れて、油の中に溶けていたのである。天の恵みと喜んだ三右衛門は、今度は意図的に石灰を混ぜ合わせ、紙濾過を行うという透明な綿実油の製法を確立した。できた油は「白油」と呼ばれ、菜種より明るいといわれ評価を高めた。

綿実油の評判が高まることに危機感を覚えた菜種搾油業者は、寛文9(1669)年、綿実油の製造・販売を停止させるべく、業界の談合頭を通して公儀に訴状を提出した。この中で、彼らは石灰を加えた白油を「眼毒油」と称し、この油火の光を見た人は、みな眼病を患としている。また、原料の綿実そのものの性質も寒冷で良くないとしている。

これを採り上げた大坂町奉行は、訴状の中に名のあった、白油生みの親の木津屋三右衛門や松屋彌惣右衛門といった人々を召しだし、事情を聞いた。すると松屋が、先般飢饉の

際に非常食として出回った「穀団子」が綿実粕からつくったものだったこと、蒟蒻は石灰を混ぜてつくることなどを反証として挙げ、白油を眼毒油とする根拠のないことを力説した。これを聞いた町奉行は、もっともであるとし、種油 14 人衆の訴えを退けた。一説には、この時の町奉行は、油問屋の振興に熱心だった大坂東町奉行・石丸石見守定次だったという。

ちなみに大坂の絞油業は、菜種は主に市中の中心で展開されていた。元禄 3 (1690) 年に刊行された「人倫訓蒙図彙」で「大坂長ほり天満にてしぼり所々へ出す」と書かれており、現在の大阪市の中心街ともいえる長堀川の両岸に展開する形で、船場・島之内と天満に絞油所が稼働していたと見られる。原料の菜種は主に西国各地から買い入れていた。一方、綿実油は主に摂津国住吉郡平野郷などで搾られていた。

わが国の搾油のはじまり 住吉大社と遠里小野村

わが国で初めて灯火用として搾油された記録としては、「搾油濫觴」（衢重兵衛編 文化7年1810年刊）によるものがあり、それによれば「摂津の国の住吉大明神（住吉大社）において行われた神事で灯火が使われ、その灯明油として献灯するため、同じ摂津の国の遠里小野村において、榛（はしばみ）の実の搾油がなされた」といわれている。遠里小野村はこれにより、社務家から御神領のうち免除の地を与えられた、という。これがわが国の搾油の始まりとされている。

その住吉大社であるが、太閤検地によってそれまで12万石あった神領地が2060石までに減らされてしまって、遠里小野村の大半も取り上げられてしまった。遠里小野という名称は、住江（住吉）周辺部の原野という意味もあるようで、その後も遠里小野村との間に入り込んでいた住吉大社領で菜種を栽培し遠里小野村で搾油し住吉大社の灯明に使われたとのことである。

下の錦絵は、初代長谷川貞信（1806 - 79）江

戸後期から明治に活躍した浮世絵師の手に成るもので「浪花百景 住吉高燈籠」の図である。

実に美しい浜辺で、住吉大社が江戸末期まで海に面していたことがわかる。絵の右に見えるのが当時境内にあった高燈籠である。伝説によれば鎌倉時代末期に灯明台が点じられ、一尺二寸（36.36cm）の土器に遠里小野の油が一晩で9升焚かれたといわれている。

高さは16メートル。大阪湾の灯台として船の航行の安全に寄与した。高燈籠は播磨灘から大阪湾へ入る明石海峡から見て正面に位置し、ちょうど明石海峡から見える高さなっているとのことである。

大阪の住吉大社は、博多、下関にある三大住吉神社の一つで、全国にある住吉神社約2300社の総本社である。神功皇后により鎮祭され、その年は、神功皇后11年、『帝王編年記』によって推定される西暦は211年である。祭神は底筒男命、中筒男命、表筒男命そして神功皇后である。前三神



「写真浪花百景 上編 中編 住吉高燈籠」（長谷川貞信）

大阪市立図書館 蔵

は、住吉大神といわれいづれも海の神である。

住吉大社の背後には、当麻・斑鳩の大和朝廷の中枢に一気に至る磯齒津道（住吉街道）があり、海に向けては、聖徳太子の「日出国・・・」の親書を携えた遣隋使、小野妹子が出港したところでもある。少し下れば元寇に際して住吉の浜で蒙古撃退「浜祈祷」が行われたと伝えられている。正に当時の日本の玄関口である。

そうした国の威信にかかわる重要な位置に住吉大社は鎮座していたことを思えば、その灯明油の生産を担った遠里小野村の役割は極めて重要であったと思われる。

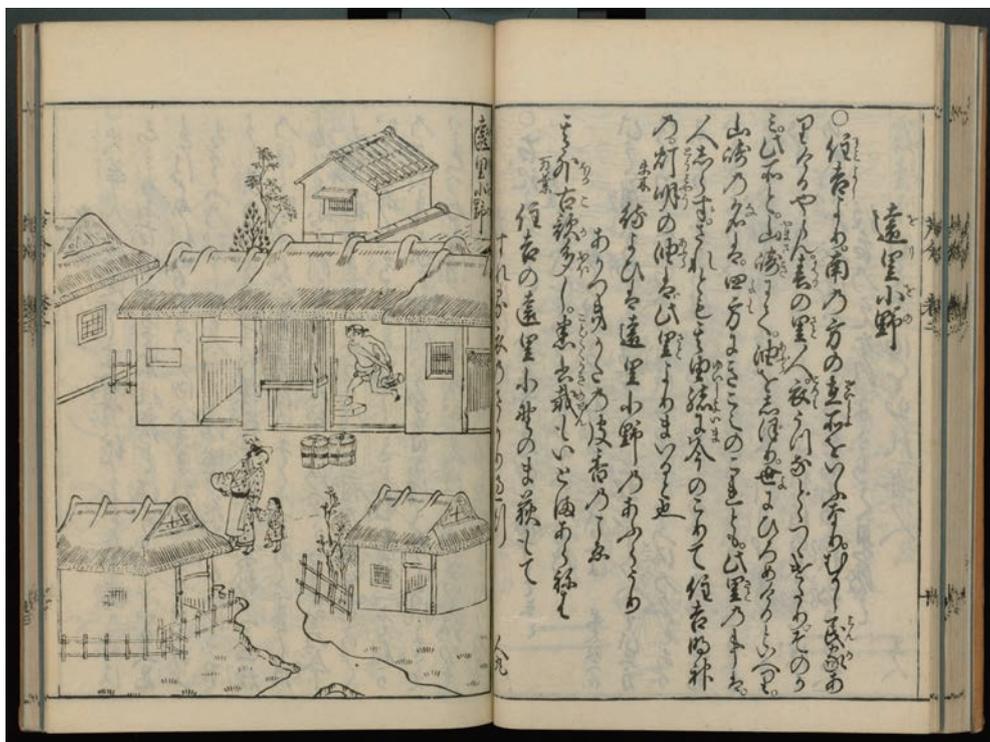
しかし山崎の荏胡麻油生産にとって代わっていく菜種油の製油を始めた遠里小野であるが、何時から菜種油が製油されたかは定かでない。

『製油濫觴卷』（文化7年 1810）には「元和年中（1615 - 24）、大坂御平定の後、＜中略＞遠里小灯明油の油は、遠里小野其外処々の油売の輩多く此地に引移り、蕓苔子の製法、搗押木の功ミまで細密に工夫を加え、いよいよ盛に行はれしかは、

諸国に残りてありし長木の製も明歴（1655 - 57）の頃より絶て用ゐざる事となつて、諸国の油を製するに一統に此の搗押木によらざるはなし、・・・今において住吉明神の灯明、其の外年中行事行はるゝところの神事に用ゆる灯油は、皆遠里小野より修め奉れり、・・・」とあり、元和より前の16世紀のころより菜種油が本格的に登場したとも推測される。

また、『墨江村誌』（昭和4年刊行）によれば「文化の頃に若野弥左衛門（俗称 鹿間）が正月四日の若菜の株を捨て置いたのに花が咲いて細粒が稔つたのを絞つて油としたのが、此地油製造の始めであると云ふが、此地の油製造はしかく新しいものではない。此は従来真樺の油であつたものを此時から菜種の油を絞つたので、その起源についての伝説であらう」とあり、遠里小野での菜種油搾油の始まりは、今後の調査研究がまたれるところである。

現在の住吉大社の東門を出て、熊野街道を大和川・堺方面へ向かうと細江川を越えて20分ほど



『蘆分船』巻二 一無軒道治 著 延宝3（1675）年
国立国会図書館 蔵

で「おりおの商店街」の看板が目に入る。今では住宅街で菜の花が咲き乱れた「油田」は想像もできないが、住吉大社と遠里小野は切っても切れない関係だったことがその近さからも実感できる。

また、東門から磯齒津路を行くと菜種油を絞っていた「太田製油所（天保年間創業）」跡（現在すみよし村ギャラリー）や土蔵があり、その先

の浄光寺には「油かけ地蔵」が祭られている。この地が油と縁の深いところであることが随所に見てとれる。

こうした灯明、製油の歴史の始まりに位置する住吉大社へは、江戸期の太田油問屋関連の商人の繁盛をしのぶ立派な石燈籠が奉納されている。





正(西)面

菜種絞油屋
三郷世話人
豊田屋安兵衛
塩屋喜兵衛
茨木屋作次郎
天王寺屋治兵衛
天満郷世話人
川崎屋與之助
垂水屋五良兵衛
大鹿屋治助
播磨屋弥兵衛
播磨屋次二郎
櫻井屋卯兵衛
山田屋勘兵衛
布屋五良右衛門
南郷世話人
河内屋治兵衛
加勢屋半兵衛
山城屋宗七
油屋勘兵衛
升屋仁兵衛
灘屋伊右衛門
安治川世話人
榎並屋新助
豊後屋和吉
綿實絞油屋
三郷世話人
小松屋孫八
淡路屋治七郎
通路人
近江屋利助
近江屋篤兵衛

北面

天満郷
播磨屋與兵衛
池田屋三右衛門
大和屋嘉兵衛
小林屋宗兵衛
播磨屋宗次郎
播磨屋平三郎
河内屋山兵衛
油屋喜太郎
播磨屋徳三郎
播磨屋新蔵
藤屋伊兵衛
平松屋忠兵衛
油屋徳次郎
箒屋三良兵衛
小林屋岩吉
河内屋久七
大和屋太兵衛
節屋源助
櫻井屋藤七
針屋忠右衛門
播磨屋儀兵衛
紀国屋弥兵衛
大和屋弥兵衛
安治川
榎並屋七兵衛
津国屋與七
豊後屋市兵衛
筒井屋油店
大黒屋徳松
大黒屋松之助

南面

南郷
肥後屋孫助
かせや萬吉
小松屋孫七
小松屋政吉
傳法屋宇兵衛
伊勢屋吉五郎
因幡屋佐七
松屋伊三郎
泉屋伊兵衛
鹽屋利兵衛
櫻屋小兵衛
天満屋市兵衛
鮎屋宇三郎
榎並屋長兵衛
綿實
小松屋清次郎
播磨屋作次郎
布屋亀藏
小松屋孫二郎

3-43 住吉大神宮永代常夜燈 正(西)面台座部分
大阪絞油屋仲間 / 安政6年(1859) / 住吉大社提供

安政6年(1859)大阪絞油問屋仲 外72名

「なにわの海の時空間」平成21年度 夏季企画展 「大坂の水油」より

上記は、絞油問屋の奉納の石燈籠であるが、この他油関係では次の銘ものが奉納されている。

- 安政5年(1858) 泉州四郡油屋中 外9名
- 安政5年(1858) 泉州四郡油屋中 外9名
- 天保15年(1844) 大坂天満東郷菜種絞油屋 外6名
- 文久元年(1861) 大阪魚油中 外28名
- 寛政11年(1799) 北国積木綿屋中 大坂油町外21名

江戸時代末期になっても、地回りでは灯油を賄えない江戸の灯を支えたのは、こうした大阪の油問屋の力であったことを思い起こして、コラムを閉じることにする。

第2章 江戸の発展と大坂・京都からの油の供給体制の整備

2.1 経済・物流の中心としての三都（江戸，大坂，京都）

2.1.1 武家中心の大消費地・江戸

江戸，大坂，京都の三都は，それぞれのピーク時の人口が122万人，41万人，37万人（斎藤誠治「江戸時代の都市人口」）と江戸時代では飛び抜けており，第4位の名古屋の12万人，金沢の11万人を大幅に上回っている。主要三都に加えて，幕府は鎖国下で唯一の海外との窓口となった長崎も直轄領とし，海外貿易の独占を図ったのである。

江戸の特徴は，幕府のお膝元であり，参勤交代による各藩の在府侍も含め人口の半分以上を武士が占め，武家地は江戸総面積の66.4%を占めていたことにある（分間江戸大絵図）。幕府が行った人口調査によると武士の人口比は7%（享保6年・1721）とされているので，江戸では如何に多くの武士が生活していたか想像できる。武士は生産者でないので，必要な米はそれぞれの藩から輸送するにしても，その他の食材，消費物資は江戸で調達する必要があった。前述の松江藩は江戸（参勤交代の旅費を含む）で収入の64%を消費しているが，他の藩もほぼ同様と考えれば，江戸が如何に巨大な消費市場であったか類推できる。50万人を超える武士の消費を満たす生産能力が江戸にはもちろん，関東近辺にもなかった。必然的に上方の供給能力に依存せざるを得なくなる。上方依存からの脱却，江戸周辺での生産能力の拡大，関東地廻りの生産力アップが江戸時代を通しての幕府の主要な政策課題であった。幕府は同時に，江戸への安定供給を図るために，現実的な施策として，上方，とりわけ大坂の生産者・取り扱い問屋の保護，独占強化に努めなければならないという，二律背反的な立場に立たされることになった。

2.1.2 全国の物資集散地・大坂

大坂は海運航路の開発以前から，あるいはさらに豊臣秀吉以前から，全国の物資集散地として重要な地位を占めていた。その理由は幾つか考えられる，まず畿内そのものが米，味噌，醤油，そして油などの主要食材の大生産地であったことが挙げられる。そして淀川を通じて京都につながっており，古くから河川舟運が活発に活動していた。さらに穏やかな瀬戸内海に面しており，九州，四国，中国からの物資が大坂に運ばれた。大坂に集まった物資が，大坂から京都など内陸の都市に運ばれるという西日本で生産される物資の集散地であった。西日本の米に加えて越後や越前といった日本海側諸藩からの年貢米も大坂に

集まり出した。西廻り航路は、寛文年間（1672年）に川村瑞賢が日本海側にある幕府の直轄領から、北陸、中国地方を経て下関、尾道を経て兵庫、大坂に至る航路を開発したとされているが、それ以前から船の運行は行われていた。「江戸商業と伊勢店」（北島正元編著）では、「寛永年間に加賀藩が250～350石の廻船で1万石の米を大坂に廻送し、淀屋介庵（かいあん）に売り捌きを依頼した」ことが始まりだとしている。また「若狭考」によると、「明暦年間に大坂の人が旅の途中で、越後国新発田の近辺で米があまりに安いことに驚き、船運によって大坂に運んだことが始まり」とされている。西廻り航路の開発以降は、越後米、北陸米の大坂集中が一層明らかになり、米市場としての京都の地位は低下した。そして、後記する菱垣廻船（ひがきかいせん）により大坂と江戸間に大動脈が通されることにより、大坂の「天下の台所」としての地位は揺るぎないものになる。

2.1.3 西陣織のブランドカ・京都

京都は、朝廷・公家の町であり、宗教、学問の中心であり、京都そのものが大きなブランドでもあった。京織物、京焼、京染など「京都」の名を冠した全国ブランドを幾つも持つ京都だが、中でも名高いのが、西陣織である。西陣織そのものが一大産業であり、西陣織を扱う呉服問屋は20軒に及んだ（賀川隆行「近世江戸商業史の研究」）。呉服問屋の周辺には和糸問屋、絹問屋、長崎問屋（唐織物の輸入品を扱う）、江州布問屋、紅花問屋などがあり、これらの問屋はいずれも荷受問屋であり、呉服問屋に西陣織の諸材料を売りつないだ。和糸問屋だけでも34軒、紅花問屋も14軒あったという。仲買、織屋、染屋には呉服問屋から前貸しが行われた。17紀後半には金融市場の地位を大坂に奪われ、経済的な重要性は低下したものの、京ブランドは健在であり、37万人前後に達する町方人口を有するなど、一大消費地としての京都の地位も揺るがなかった。

2.2 陸運から海運へ—江戸 - 大坂航路の大量輸送時代へ

2.2.1 宿場と中馬

江戸時代の城下町では、大手町の近くに伝馬町があった。伝馬町は、領主から特別の保護を受けるのが常であった。江戸の場合、大伝馬町と南伝馬町が五街道へ次ぐ人馬を、半月ずつ交互に担当し、小伝馬町が江戸周辺への人馬を担当した。

また参勤交代によって、宿駅制度が充実した。宿場には伝馬問屋が置かれ、人馬の供給や大名と武士の宿泊を生業とした。伝馬問屋代には、幕府の役人に準ずる地位が与えられた。しかしその後、民間の輸送業者が台頭して、体制下の伝馬問屋の地位が揺らいでいく。中でも画期的だったのが、信州伊那の農民が始めた「中馬（ちゅうま）」である。中馬は、当時の常識を覆して一人の人間が一度に3～4頭の馬を引き、宿場で馬を替えるこ

となく、しばしば宿場のない脇道を通り、スピード輸送を実現した。宿場を使わないので、運賃も安かった。こうした陸送は長距離・大量輸送の面で弱点を持っており、江戸時代の物流ネットワークを支えたのは水運であった。

徳川家康が江戸に入ると同時に力を入れたのが、水運網の整備である。最初に手をつけた江戸～行徳間の小名木川運河は、全国規模の海運網と関東の河川交通を初めて合体したものであった。慶長11(1606)年の江戸城改築時には、諸大名に命じて、諸国から巨木大石を運ばせたので、海上交通が発展するきっかけとなった。さらに慶長16(1611)年には大規模な港湾工事を行い、江戸湊は京橋地区まで延長された。『往古江戸地図』によれば、江戸横付近を中心として日本橋川筋、京橋川筋、楓川筋が江戸湊の内港を成していた。このうち日本橋川筋は、日本橋川、伊勢町掘留町人掘、箱崎川浜町掘、薬研掘、霊岸橋川、小網町北から元大坂町に達する掘などから成っていた。

元和6(1620)年、浅草は蔵前に幕府の米蔵が建てられ、この地に大坂をはじめ全国から送られた米が集まった。物資を荷揚げする場所は河岸と呼ばれ、おおよそ商品毎に河岸の場所が決まっていた。米河岸の蔵前、魚河岸の日本橋、野菜河岸の神田、材木河岸の木場、酒河岸の新川などである。こうした商品の集散地となった河岸の周辺に、呉服町、木綿町、金物町、小間物町など商業の街が形成されていった。

2.2.2 新たな幕府直轄領と航路開発

沿岸航路とリンクする河川舟運の発展は江戸時代の特徴とされており、「明治以前日本土木史」(土木学会編)によると、主要河川の開削、改修、整備は慶長～寛文期(1596～1673年)に集中して行われたという。淀川、信濃川、富士川、最上川、北上川、阿武隈川、利根川、木曾川などが挙げられている。江戸時代の初期に舟運のインフラストラクチャー整備が、幕府の意思で積極的に進められたということである。このことが江戸時代の経済発展に大きく貢献したことは間違いないが、政情定まらない時期に、大きな土木工事を積極的に推進し各大名の経済力を削ぐという幕府の狙いも見え隠れする。

河口には、新潟(信濃川、阿賀野川)、酒田(最上川)、銚子(利根川)、石巻(北上川)など沿岸航路と河川舟運を結びつける港湾都市が生まれ、河川流域には内陸部からの廻米や物資輸送のための河岸が整備され、港湾都市と三都を結ぶ航路のネットワーク、また河川の舟運と航路を結ぶ、河岸ー港湾都市ー三都のネットワークの確立により物流の全国ネットが完成する。幕府領は江戸時代初期の慶長13(1608)年には230～240万石とされていたが、元禄期(1688～)には400万石に増えている。大名の改易などにより幕府の直轄領が増えたものだ。これ以外に旗本・御家人の知行地が約260万石あり、幕府領は実質的に650～660万石に達していた(山口啓二「鎖国と開国」)。

こうして新たに増えた直轄地は全国各地に分散しており、新たな幕府領から江戸に年貢

米を輸送する必要に迫られた幕府は、航路開発に取り組み、それが河村瑞賢への廻米依頼になり、海運の全国ネットワーク構築のきっかけになったと推定される。

2.2.3 菱垣廻船と樽廻船

慶長14(1608)年、幕府は西国の諸大名に対し、500石積み以上の大船を没収し、それ以降大船の所持・建造を禁止している。寛永11(1635)年に出された武家諸法度の寛永令では、500石以上の大船の製造禁止の項目が盛り込まれた。ただし、商船については3年後の寛永14年に撤回されている。こうした経緯もあり、船の大型化は遅れたが、禁令が解除されてからは1000石を超える船の建造も行われた。

大坂と江戸の大動脈となった菱垣廻船が始まったのは、元和5(1619)年のことであった。泉州堺の船問屋某が、紀州富田浦から250石積みの廻船を借り受け、大坂から木綿・油・綿・酒・酢・醤油などの商品を積み込んで江戸に送ったのが起源とされている(菱垣廻船問屋の富田屋吉左衛門が町奉行に提出した書類による)。これを発端として、廻船の定期就航への道が開けた。寛永元(1624)年には、大坂北浜の泉谷平衡門が江戸積船問屋を開業し、続いて同4(1627)年には、毛馬屋、富田屋、大津屋・荒屋傾屋、塩屋の5軒が開店して、ここに菱垣廻船の運航は独立した業種として確立したのである。廻船問屋は手船を所有する例もあったが、多くの場合、最初の堺の船問屋のように、紀州や大坂周辺などの船持の廻船を雇い入れて営業した。

菱垣という名は、舷側を高くするための構造物である「垣立」の一部が菱形になっているところから付けられた。この菱形は、江戸十組問屋所属の廻船であることを示すものであった。船の構造そのものは、「弁才船」と呼ばれる普通の大和型和船で、船の規模は200~300石積みのものが多かった。弁才船は瀬戸内海で発達した船で、木綿の帆を採用することで逆風走行を可能にし、少ない乗員での航行を実現して運賃の引き下げに貢献した。

菱垣廻船が軌道に乗り江戸への輸送に大きな役割を果たしているのを見て、正保期(1644~1647年)に、大坂西の伝法船が、伊丹の酒を積んで江戸に送る商売を始め、万治元(1658)年には、伝法船の船問屋ができた。伊丹の造り酒屋の後援により、伝法船は大いに栄え、酒の他に酢・醤油・塗り物・紙・木綿・金物・畳表などの荒荷(雑貨品)も積み合わせて出荷した。酒樽は重量があるので下積みとし、上に荒荷を乗せた。酒樽の大きさを四斗樽に統一したので、積み込みが速く、伝法船は300~400石積みの廻船で仕立てに日数がかからない上に船足が速いので、「小早」と呼ばれた。これが次第に発展して、後に樽廻船と呼ばれるようになった。

白嘉納家文書によれば、元禄13(1700)年から同15年までの3年間で、江戸に入津(にゅうしん)した廻船は約1,300艘、1年間に1艘が5往復すると仮定すると、約260艘の廻船が稼働していたことになる。

第3章 江戸—大坂大動脈の形成と海運物流の間屋支配

3.1 問屋の成立

3.1.1 初期は国問屋が主流

問屋という呼称が一般的になったのは、江戸時代に入ってからのことである。元和年間（1615～1624年）には、既に油・木綿・木材・生魚・干鰯などの問屋が生まれていた。大坂では元和2（1616）年に油問屋加島屋三郎右衛門の名が見られる。

大坂では、江戸時代の中期に問屋の専門化が進み、中でも米問屋・炭問屋・綿問屋・木綿問屋・油問屋などは、軒数・規模ともに発展を見た。だが初期においては、まだ未分化の総合問屋が主流で、元和から慶安にかけての黎明期（1615～1652年）には、専門問屋はまだ少数派であった。当時の問屋の主要形態は、松前問屋、薩摩問屋、土佐問屋といった、特定の地域から送られる多種類の物産を総合的に扱う「国問屋」と呼ばれる店だった。専門問屋の場合は、売り先が大坂・京の近在に限られていた。

しかし時代とともに大都市に安定した需要が生まれ、それぞれの商品の流通量が増加し、收拾過程と分散過程が長く多岐に渡るようになると、自然に商品毎の卸売業が発達することとなった。

また大坂の問屋は、寛文年間には大量の委託販売をこなし、掛け売り商売を行っていたとみられる。寛文元（1661）年の町触れには、他の商人の売り掛け金延滞についての訴訟は受理しないが、諸問屋の売り掛け金延滞についてのみ受理するとある。問屋は掛け売りが当たり前ということをお上も認識し、保護していたことがわかる。

3.1.2 大坂の問屋 378 軒

少し時代は進むが、延宝7（1679）年刊の『難波雀』には、大坂における問屋の総数378軒、業種は58種類と記されている。そして元禄10（1697）年刊の『国花万葉記・五畿内撰津難波丸』には、問屋総数826軒（江戸口酒屋2,218軒除く）、業種62種類となっている。既に扱う商品とサービスが完全に専門化しており、かつ仲買も分化していた。今日の間屋と大きく異なるところは特にない。

この時期には、上に挙げた最重要産品に加えて、生魚・塩魚・八百屋物・薪・鯉ぶし・布・木綿・たばこ・塩・鉄・木蠟など、日用品のほとんどに関して専門問屋が誕生した。販売先も全国が対象であった。一方、京では高級衣料や美術工芸に関する問屋が、江戸で

は墨筆・櫛・きせる・小間物・土人形・畳表など、贅沢品の間屋が発達した。

間屋の商売のやり方も変貌を遂げていた。初期には、各地の荷主から送られる依託荷物の引受・保管・販売に当たる荷受問屋だけだったが、元禄時代には、自分の裁量で、売れそうな品物を生産地に発注し、買い付けに出向く仕入れ問屋が増えていた。仕入れ問屋は、生産者に前金を払ったり、産地に「買宿」と称する仕入れのための出張所を設けるなど、生産者の取り込みでも競争した。その結果、古い荷受問屋に留まった店は衰退を余儀なくされ、仕入れ問屋が、今日まで繋がる問屋の形として、市場の中に成立したのである。

3.2 江戸十組問屋・菱垣廻船の支配と衰退

3.2.1 大坂の江戸積油問屋

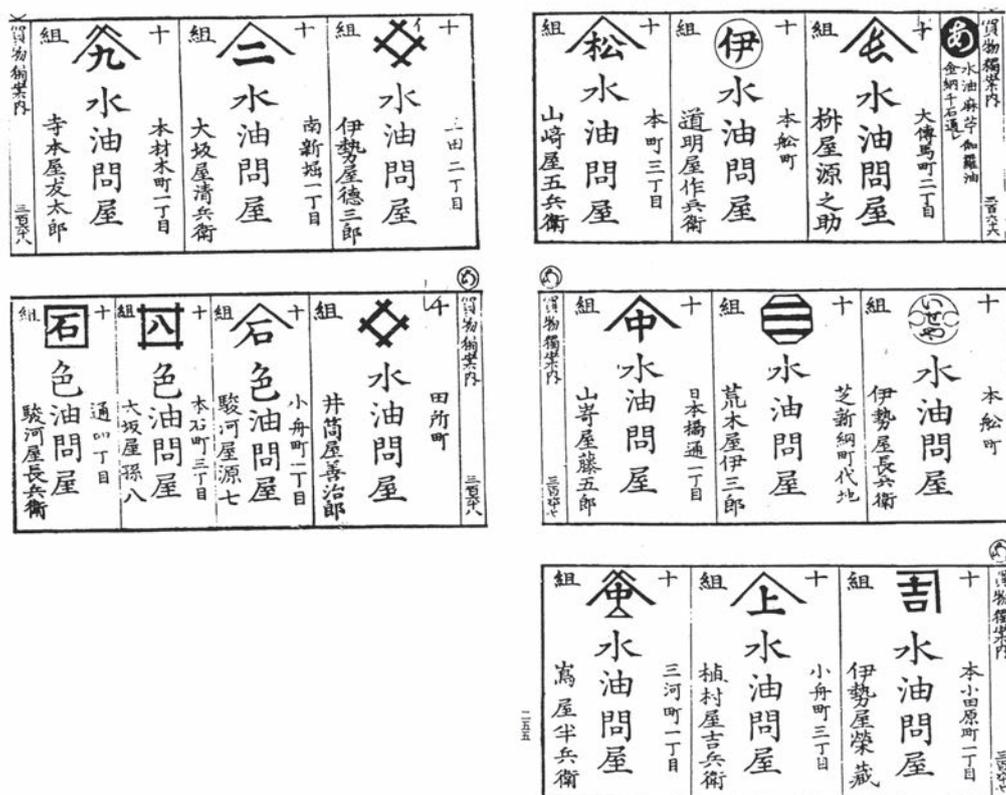
大坂の江戸積油問屋は、元和3(1617)年に備前屋惣左衛門が上方の絞り油屋から油を買い集め、江戸への輸送を開始したのが始まりとされている。京・伏見へは荷桶で送られていたが江戸は遠路なので樽に詰めることとされた。一樽の入れ目は、相談の結果、3斗9升到り落ち着いた。米中心に動いていた当時としては船賃の見積もりもしやすいということで、米の5斗俵に合わせたものだ。これが「江戸詰三斗九升」の始まりである。

寛文年間(1661~1673年)、大坂町奉行の石丸石見守定次は、出油屋・江戸積油問屋・京口油問屋・絞油商・油仲買をそれぞれ区別して株仲間を結成させた。株仲間の構成員は京橋三丁目に集中していたので、ここを売買立ち会いの地とし、油相場を定めるに至った。株仲間は、公儀に冥加金(みょうがきん)を納める代わりに、独占権を保証された。出油屋は13軒、江戸積油問屋は6軒、京口油問屋は3軒に限り、新規加入は許さなかった。後に多少の増減はあったが、独占体制は変わらなかった。天保の油方改正時に油寄所を内本町橋詰町に移転したが、後に古巣の京橋三丁目に戻している。

3.2.2 江戸十組問屋の結成と菱垣廻船

元禄7(1694)年に始まった江戸十組問屋は、難船の際に荷物の横領が横行したことや、難船でもないのに荷物を盗み取るといったことが度々行われたのに、荷主である江戸問屋が業を煮やして、自らが菱垣廻船の管理に乗り出すために、結成されたとされている。

江戸十組問屋誕生の経緯については、大坂屋伊兵衛の覚書が残っている。それによると、問屋同士の結束を促した背景には、当時の菱垣廻船は、難船が多かったことがある。さらに、船頭や水主の中には難船の度に、港の関係者と共謀して、荷物を横領する例が後を絶たなかったという。甚だしい場合は、無事に運航しているのに難船を装い、荷物を掠めとった。別けても、貞享3(1686)年、小松屋仲右衛門の船が相州沖で暴風により破船



「江戸買物独案内」(文化文政期)より

したとされる事件は、船頭が斧で船底をたたき割り、積み荷のほとんどを盗み出すという悪質なものであった。

従来、難船時の荷物の処理は、遠州今切から西は大坂船問屋が、東は江戸船問屋が行っていたが、荷主に対しては割付書を出すのみで、実際の配分は行わなかった。菱垣廻船のように様々な荷物が合積みされている場合、難船の荷を捌くには多くの問屋が連合する必要があったことも江戸十組問屋結成を促した。

大坂屋伊兵衛の呼びかけに十組の問屋が結集し、組毎に行事を定めて、船問屋を通さずに、直接菱垣廻船を支配することになったのが、元禄7(1694)年のことである。この時集まったのは、次の各種荷受問屋十組だ。各組が取り扱う主な商品を()内に記す。塗物店組(塗物類)、内店組(絹布・太物・繰綿・小間物・雛人形)、通町組(小間物・太物・荒物・塗物・打物)、葉種店組(葉種類)、釘店組(釘・鉄・鍋物類)、綿店組(綿)、表店組(畳表・青筵)、河岸組(水油・繰綿)、紙店組(紙・蠟燭)、酒店組(酒類)。この時、油問屋も、河岸組に編入された。

大坂屋伊兵衛は通町組の商人で、発起人である彼は、大坂の鴻池組に交渉して、菱垣廻船側が船の手配を拒否した場合、鴻池の船を回す約束を取り付けた。鴻池では、もしもの時は手船を100艘手配し、それで足りなければ150艘を新たに建造することを請け負った

という。十組問屋の結成には周到な準備が行われたことをうかがわせる。

また、江戸十組問屋は菱垣廻船の船足・船具改めを行い、喫水線を引くことにより積み荷について監督し、さらに難船が発生した時はその処理についての権限を持つなど、菱垣廻船を手船化（てぶねか）するが、問屋の強い支配に対して船問屋の反対も見られなかった背景には、大坂・江戸の間屋が菱垣廻船問屋への新造・修復費用の貸し付けを行うなど、資金面での強い結び付きがあったからだとされている（北島正元編「江戸商業と伊勢店」）。

十組の優位な立場を示す例として挙げれば、享保9（1724）年の「十組定法帳」によると、難船の際に役立たない老人や若輩の水夫を乗せるな、など、水夫の人数やその働き具合にまで、廻船側に指図している。また、難船の際は船問屋側も負担しなければならないが、その処置は十組側が行い船問屋は口出しできないなど、十組の支配は強固なものとなっている。こうした不平等ともいえる関係が、後に天明飢饉時に出された米穀勝手令を契機として、菱垣廻船の雇船であった多くの諸国廻船が菱垣雇いから離脱した背景にあるのかも知れない。

十組問屋は、仲間全体を束ねる「大行事」を定め、一組が4カ月ずつ、手船全ての支配を順番に勤めた。毎年正月と9月に寄合を開いて、当番行事を決めた。海損勘定の振分散の時には、その年の行事が支配した。極印元（きょくいんもと）という係が重要な役割を担い、船具や船足（吃水線）を調べて焼印を押した。表局印元（内店組・通町組）、櫃（ひつ）局印元（塗物店組）、嶋極印元（河岸組・綿店組）の3つの局印元が定められ、船の運行に責任を持った。

今日に伝えられる十組問屋のうち、水油問屋、色油問屋として名前が出てくる商人は、以下の通り。

十組問屋（「江戸買物独案内」より）枳屋源之助（長谷部吉右衛門商店）、井筒屋善治郎（小野善助、後の小野組）、大坂屋孫八（松澤孫八商店）、駿河屋長兵衛（藤田金之助商店）。下り水油問屋・絹川屋茂兵衛（小網町三丁目）。地廻水油問屋・三河屋長九郎（四ッ谷伝馬町）、山崎屋勘兵衛（上野北大門町）、池田屋喜右衛門（芝二本榎）、笹屋豊次郎・直三郎（萩原利右衛門商店）。後に油商組合の頭取となる岩出惣兵衛は当時は肥料問屋として名を連ねている。水油仲買・井筒屋伝右衛門（田所町）、枳屋喜右衛門（長谷部喜右衛門）（大伝馬町二丁目）。これらの問屋が今日の油市場営業人に連綿とつながっている。

十組問屋 大坂屋孫八のルーツ

東京油問屋市場百周年記念誌（平成12年発行）の「東京油問屋組合の群像」で紹介されている「大坂屋松沢孫八商店」についてのことである。「江戸最大の油問屋で江戸十人衆にも挙げられ、將軍家へ献上した御用金も一万両にのぼった・・・」と伝えられる大商人である。「江戸買物独案内」（文化文政）にも「十組 色油問屋 本石町三丁目 大坂屋孫八」と紹介されている。

なかなかそのルーツに手がかりがなかったが、上伊那郷土研究会（長野県伊那市）発行の「伊那路」（平成26年12月、平成27年1月）に松澤務氏の「江戸に出た兄弟が商人として成功した記録」が掲載され、大坂屋孫八のことが少し判明したので、簡単に紹介する。

それによると、孫八は江戸時代の伊那郡田畑村（現 南箕輪村田畑区）勘太夫家（農業の傍ら、たまり醤油の製造販売と薬種販売を営む）の六男（天和2年、1682年生まれ）として生まれ、当時長男以外は村外に職を求めるという制約の下、二男八右衛門と共に百両前後の元手を持たせて江戸に行かせた、ということである。当時、八右衛門は25歳、孫八は14歳である。特に江戸に出ることを「江戸稼ぎ」と呼んだようである。

徳川家康は、もともとほとんど人の住んでいないところに、城下町を作ったわけだが、城を構えたところは後ろに武蔵野台地と前には干潟が海に向かって広がっており、水も悪いし大勢の人間が生活できる場所ではなかった。そこで天正18（1590）年に江戸城に移って以来、海を埋め立て水を引き、居住区をつくっていった。

当時小高い丘だった神田山を切り崩し新橋付近を湾口とし大手町付近まで入り込んでいた日比谷入江を埋め立て、河川を付け替え、城下町として形が整ったのは、江戸城完成を見る3代將軍家光の頃ではないだろうか。

そうした土地の造成の進展に伴い、全国に「土地を割り当てるから（地租は取らぬから）商業を営みたいものはやってこい」というお触れをだし、人を呼び寄せたのである。

さて孫八であるが、松澤氏によると、元禄9（1696）年に江戸に出て、先に江戸で店を構えていた兄の八右衛門の店に身を寄せ、宝永4（1707）年、八右衛門のもとを離れて神田今川橋北一丁目、乗物町松村常兵衛の店を借用、とある。

大坂屋伊兵衛の発起となる十組問屋結成が元禄7（1694）年であるから、八右衛門、孫八兄弟が十組問屋に入るのは少し後になるのであろうか。いずれにしても、兄弟協力して商いを行い、兄の八右衛門は薬種業を主な生業として、孫八は灯明油でそれぞれ大商人となっていくのである。

どのような経過で「大坂屋」屋号を名乗ることになったのか、その経緯は不明だが、発展する江戸に引き寄せられるように商人が全国から集まったその中の一人に、その後の東京油問屋市場につながる芽をみいだせたのは何とも興味深いことである。



3.2.3 大坂・二十四組問屋仲間の結成と菱垣廻船の定雇船化

江戸で菱垣廻船の管理・監督権を確保するために十組問屋仲間が結成されたのに呼応する形で、大坂でも「江戸買次問屋」と称する問屋の連合組織が作られた。この「江戸買次問屋」が後に、天明4（1784）年の株仲間の許可を得て「二十四組江戸積問屋仲間」となる。この十組問屋と江戸買次問屋（二十四組問屋）の関係は、注文主と買次人の間柄で、その商品を運搬するのが廻船問屋という新たな構図が成立したのである。これにより、菱垣廻船は、廻船問屋の自由な裁量による独立営業の性格を失い、十組問屋・二十四組問屋の手船、あるいは定雇船同然の位置付けとなった。

二十四組問屋の構成員は以下の通り。

綿買次問屋、油問屋、鐵釘積問屋、江戸組毛綿仕入積問屋、一番組紙店、表店（畳表）、塗物店、二番組紙店、内店組（木綿類）、明神講（昆布、白粉、線香、布海苔、下駄、鼻緒、傘、絵具類）、通町組（小間物、古手、葛籠、竹皮、日傘、象牙細工類）、瀬戸物店、菓種店、堀留組（青筵類）、乾物組、安永一番組（紙類）、安永二番組（金物、鋼、鐵、木綿、古手、草履表、青筵、火鉢類）、安永三番組（渋、櫓木、砥石類）、安永四番組（打物、釘金、砥石類）、安永五番組（煙草、帆木綿、布海苔類）、安永六番組（指金、肥物、鯉節、干魚、昆布類）、安永七番組（鯉節、傘、柳行李、白粉、砥石、木綿類）、安永八番組（蠟店）、安永九番組（木綿、灰、紙屑、針金、古綿、古手、櫓木類）、安永追加九番組、鯉節組・同東組（紙、木綿、綿類）、同紅梅組（足袋、下駄、雪駄類）、同書林組、同榮組（白粉、竹皮、木綿類）、同航榮組（菱垣廻船問屋、書林、小間物、布、畳表、諸方荷次屋、蠟、紙類）。

以上の通り、木綿類を扱う問屋が重複しており、需要が多かったことがわかる。仲間の総人数は347名に及んだ。

二十四組問屋には取締方、惣行事（そうぎょうじ）、大行事、通路人などの役員があり、仲間定法を定めて、全体を管理していた。

その規約には、次のような条項が定められていた。

- 一、注文を受けた買次荷物は、なるべく安価に買い入れて送付すること。
- 一、荷物送状には必ず積み込み荷物の元価を記入すること。
- 一、江戸荷主よりの買次諸荷物の海上請合、船歩銀の減額請求等には一切応ぜざること。
- 一、菱垣廻船以外には一切積み込まぬこと。
- 一、荷渡し後の荷物の異変には、その責に任ぜざること。

さらに仲間の新加入に対する条件としては、実子の分家による加入、奉公人の別家による加入、その他無関係者等に対し各々加入金に等差を設け、全く新規の加入者は仲間全部の同意を得、金百両を加入金として振る舞うことを定めていた（以上『日本植物油沿革略

史・黄金の花』〈日本製油株式会社発行〉より)。十組問屋と二十四組問屋の連携により、廻船に関わるもめ事は激減し、就航する船の数もさらに増え、享保8(1723)年には、菱垣廻船のみで160艘に達した。

3.2.4 酒問屋の十組からの離脱—菱垣廻船から樽廻船へ

江戸十組問屋は結成当初から内部対立の芽を抱えており、結成後35年でその対立が表面化する。酒問屋は発足当初から十組に加わり、菱垣廻船の管理運営を行ったが、酒問屋と称してはいるものの、元々は灘などの酒造屋の江戸出店から発展したもので、十組への参加も江戸での活動が単なる荷捌きから、問屋機能を備えつつあるという変化に対応したものであった。また、酒は他の荷物と異なり、酒造屋の送り荷物であり、難船の際の損害も上方の酒造屋が負担した。そして「元十組取極写」によると、酒荷物について、「酒は船足荷物に付」「下夕積に相成」とされているように、下荷物として積み込まれた。船が難破した時は上荷物を海中に捨て、下荷物が残ることも多かったが、この捨て荷物の損害代金の清算は、無事だった酒荷物にも平等に割りかけ勘定するため、酒造方の損害も莫大だった。このことは難船の勘定の度に争論になったと伝えられている(中井信彦「江戸十組問屋に関する一資料」)。

また灘の酒造屋と江戸の十組問屋が難船のつど、その処理を巡って話し合い、揉め事を解決するのは予想以上に煩瑣であった。こうした対立を経て、江戸の酒問屋は享保15(1730)年の大海難を契機として十組を脱退し、菱垣廻船への積み込みを止め、樽廻船への一方積みを決めた。

3.2.5 油問屋が仮船方で独自の極印元に

酒問屋とともに菱垣廻船の下積荷の役割を担っていたのが水油だ。砥石、釘類、銅や鉄物などの重量物などとともに、水油や砂糖が底荷とされた。

下荷の不公平感は酒問屋の離脱につながったが、同様な不満は下積み荷物を担った油問屋にもあり、油問屋も不公平を生み出す難船を防ぐため、自らが極印元(嶋極印元)として船の運行に責任を持つ船以外の、櫃局印元や、表局印元による菱垣廻船への積み込みを拒否したため、十組内部に亀裂が走った。この騒動は一時的に収まるが、酒問屋が脱退した享保15(1730)年にいたり、油問屋が中心になっている河岸組も十組問屋から離脱し、仮船組を結成することになった。

「下り問屋起発井大坂油売買手続書」(天保3・1830年)によると、15戌年(享保15年)に13組が仮船に分離し、河岸油問屋が極印元になったと伝えている。その13組とは、鉄店組、糠仲ケ問組、堀留組、瀬戸物店組、薬種店組、蟬店組、新堀組、乾物店組、住吉組、浜吉組、式番紙店組、油店組(河岸油問屋に属す)、三番紙店組であった。

十組の古方八組は大行事役を置き、仮船方では河岸油問屋が忽行事役と極印元を兼ねた。

古方の極印元には八組のうち3極印元があり、仮船極印元は、油店組一組となり、菱垣廻船は合計4極印元で運用されるようになった。古方の3極印元というのは、塗物店の櫃(ひつ)極印元、内店組・通町組の嶋極印元、表店組の表極印元である。

「12の脇組合を従えて、他の八組から分かれた仮船なる組織を作りだし、自ら「仮船極印元」を独占した油店組の力を認めなくてはならない」(「江戸十組問屋に関する一資料」)との評価が行われている。

3.2.6 菱垣廻船の立て直しと三橋会所

さしもの強大な勢力を誇った江戸十組問屋も、19世紀に入るとその勢いに陰りが見え始める。享和3(1803)年、江戸十組問屋仲間の行事は、北町奉行小田切直年に、菱垣廻船一方積みの訴状を差し出し、十組仲間と菱垣廻船の強化を図った。仲間外で上方から直仕入れする商人について、十組問屋仲間に参加するよう、また在方で直仕入れするものは十組仲間の問屋から仕入れるようにしてもらいたいとの訴えだった。こうした訴えを幕府に行わざるをえないことに、十組問屋の衰退が伺える。農家による米以外の商品生産の増加、醤油や干鰯など地方産業の勃興、新たな在方や市中の商人の台頭などが旧来の問屋の独占に穴を穿ちつつあった。菱垣廻船の一方積みにも綻びが見え、他の運賃の安い廻船(内海船など)への「洩れ積み」や競合する樽廻船への積み込みが増え、菱垣廻船は往時の輝きを失っていった。

享保8(1723)年に160艘あった菱垣廻船は文化5(1808)年にはわずか38艘にまで減少していた。十組では、諸国直仕入れの問屋が海難による損失をおそれ仲買商に転じるもの、巨額な海難損金により問屋営業をやめるもの、商売替えするものなどにより、十組仲間加入問屋はしだいに減少していった。十組仲間の問屋数は、安永期(1772〜)には400軒、寛政期(1789〜)には691軒だったのが、享和3(1803)年には347軒に減少している。

十組問屋の力の衰えを如実に示したのが、薬種問屋とのトラブルだ。文化4(1807)年、砂糖を扱っていた薬種問屋仲間から新たな砂糖問屋株の創設と樽廻船積入れが、冥加金年間1,000両の条件を付けて幕府に請願された。十組問屋は強く反対したが、最終的に25軒の砂糖問屋株が認められ、樽廻船への積み入れも認められた。砂糖問屋が取り扱う砂糖以外の商品は菱垣廻船に積むこととされたが、全体的に十組問屋に不利な決着となった。

この砂糖問屋との紛争の決着後、十組仲間の大行事、忽行事、組々の主立った者が集まり、仲間仕法の建て直し、十組再建の協議を行っている。その結果、まず奉行所に国のため冥加金を支出し大川橋、永代橋、新大橋の三橋の建て替えと修繕を行いたいと願い出

た。「御国恩冥加」を前面に押し立て、橋の建て替え・修繕という幕府にとって良いことづくめに見える請願には、十組問屋の幕府権力を利用して菱垣廻船の建て直しを図ろうとする思惑があった。そして橋の建て替えと修繕を行う新しい組織には、同時に十組問屋の仲間を援助するための金融機関としての役割も担わせようとした。

財政が逼迫していた幕府はこの請願に飛びつき、文化6（1809）年2月に新しい組織として三橋会所（さんきょうかいしょ）の設立を許可し、その頭取には十組仲間の推薦により杉本茂十郎が就任した。

杉本茂十郎は先の砂糖問屋との紛争の際に仲介に立った人物で、定飛脚問屋を経営していたが、紛争処理時の弁舌と処理能力を十組問屋が高く評価し、三橋会所の頭取に推挙したものだ。杉本は会所設立とともに辣腕を振るい、十組問屋仲間を説き伏せ文化6年4月には8,150両の冥加金を48人の問屋から集めている。

この冥加金の半分は無利子で十組仲間への融通のためという名目で三橋会所に貸し下げられるという条件が付いており、また冥加金を上納した各問屋には「永世冥加金忘却」しないため鑑札を下付するよう願い出た。問屋の思惑は株札だったが、幕府は鑑札を与えたものの、独占権の保証は与えなかった。

三橋会所を中心に江戸問屋の専業別の仲間による冥加金の上納が拡大し、翌7年12月には新たな問屋も加えた冥加金の総額は年間1万200両とし、株札の認可を願い出た。幕府は、翌8年2月に新たな鑑札を下付したものの、株は認めず仲間による独占も承認しなかった。

異聞 杉本茂十郎と三橋会所

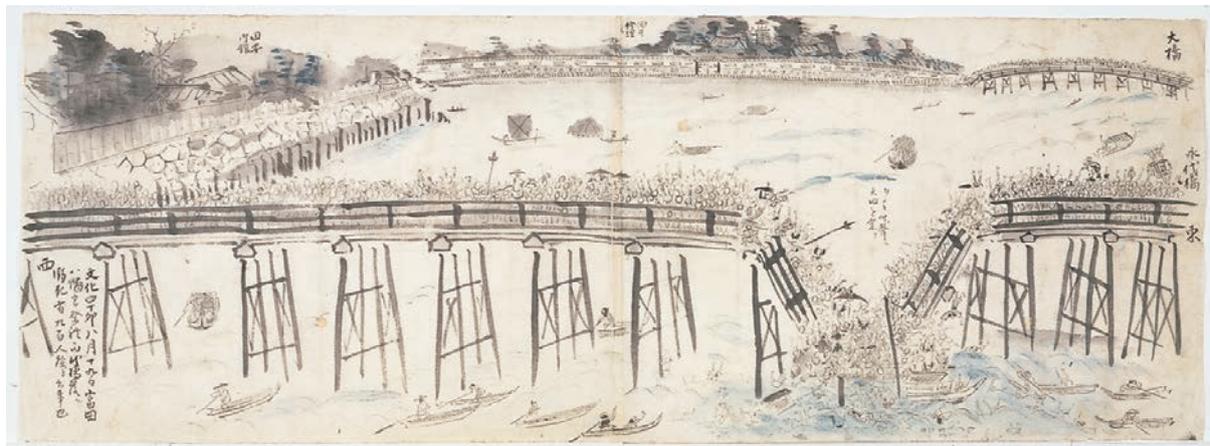
三橋会所頭取に推薦された杉村茂十郎について、『大江戸二百六十年』（川崎房五郎 著 桃源社刊 昭和五十二年）にある「杉本茂十郎と三橋会所」というところに、紹介されているので以下に簡単に要約する。本誌の理解に少し役立つのではないだろうか。

ただ残念ながら紹介に擁した書籍は、出版社が廃業となっているようで古本でしか手に入らない。

杉村茂十郎は甲州の八代郡夏目原村の農民小左衛門のせがれとされている。日本橋万町（現中央区）の定飛脚問屋大阪屋茂兵衛の養子となってその家業を継ぐ。茂十郎は商売柄問屋の内情をよく知っていたという。

文化4年（1807）年の砂糖問屋・薬問屋と十組問屋との紛争の調停を首尾よく取めた茂十郎は、三井や町年寄の樽与左衛門の後ろ盾を頼んで十組問屋の取締り世話役となった。幕府も茂十郎を十組頭取と呼ぶことを許し、苗字帯刀を許可し町年寄の次に列する待遇を与えた。

茂十郎は、十組問屋の衰退を菱垣廻船の衰退に起因するとして新船70艘の建造を計画して三井からの支援もあり菱垣廻船の再興を図るのである。廻船の隆盛を喜んだ船頭や水主たちが航海ごとに得る金から出金を申し出、茂十郎はその利用法として三橋会所という金融機関の設立を計画する。三橋というのは当時の隅田川にかかる四橋（両国、新大橋、永代、大川（吾妻））のうちの両国



文化4年8月8日 八幡宮祭礼永代橋崩落の図

東京都江戸東京博物館 蔵 下図は目黒区の花福寺にある供養塔（東京都指定有形文化財）



橋を除く三橋のことである。両国橋は町奉行直轄だが、この三橋は町年寄の管轄で、修理は町方持ちであった。文化4年8月には、深川八幡の祭礼にどっとでた群衆の重みで永代橋の落橋事件が起こる（溺死者440名ともいわれる）。

こうしたことを背景に三橋会所の設立を幕府に申請し受理される。

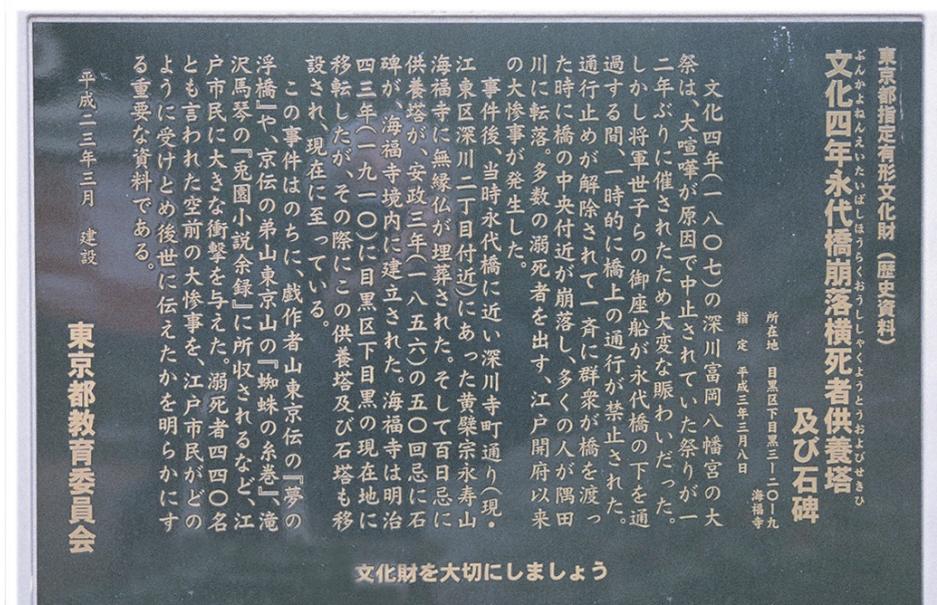
また、茂十郎は、江戸の十組問屋を強くするために、問屋の株を、幕府から鑑札を下げ渡してもらおうという形で公認してもらい、その代わりに、江戸において安心して商売を営むお礼という意味で、一種の税金のような「冥加金」というものを幕府に毎年一定の金額を継続して献上するというを願い出たのである。幕府はこれを受け入れ、冥加金を出すものだけに問屋株の鑑札が下付されることになる。

こうして、公認株鑑札は独占的支配権を問屋仲間に与え、株そのものが財産となるに至る。

以来、冥加金を出す問屋の数が増え、毎年一万二百両の冥加金が幕府の財政を潤すことになる。茂十郎はこれを足掛かりとして、文化10年には幕府の米価調節を助けるとして米穀取引所を出願し許可となっている。こうして十組問屋、三橋会所の頭取ばかりでなく米会所の頭取にもなり、杉本茂十郎は、江戸の経済界の実権を握る大実力者となるのである。

（『大江戸二百六十年』を参考に要約）

しかし、本誌にもある米の買い占めの失敗や冥加金の流用などが問題となりついにその座を追われるのである。



海福寺にある東京都教育委員会の永代橋崩落についての解説

3.2.7 幕府、十組仲間の独占株を認可

幕府が十組仲間である菱垣廻船船積問屋仲間に対して、株札と独占権を認めるのは文化10（1813）年のことだ。天明飢饉（1782～87）による米不足の際は米価引き下げに腐心した幕府だったが、続く寛政・享和年間には豊作が続き米価安に苦しめられ、様々な政策を断行した上、最後の手段として江戸市中の有力米問屋に資金を渡して米の買い占めを命じた。一時の効果はあり文化5（1808）年に米価格は持ち直したものの、翌6年には再び米価格は下落し、買い占め資金も枯渇した幕府は三橋会所の資金に頼ることになった。三橋会所は文化8（1811）年2月から約1年にわたって、大坂堂島の米市場で建米である肥後米の買い占めを継続し、堂島米市場始まって以来という長期の相場高騰を演出して見せた。

最終的にはこの米買い占めは失敗に終わり、三橋会所は15万両という巨額の損失を抱えることになる。しかし、1年間にわたり巨額の資金を投入し米相場を買い支えた努力が幕府に評価され、文化10（1813）年3月、幕府により正式に菱垣廻船積船問屋仲間の株が認められ、菱垣廻船問屋仲間として、65組、1,271軒の問屋（1,995株）が独占的地位を得ることができた。株数は固定され、株を持たない商人は仲間への参加が認められなくなった。

最も多くの冥加金を出していたのは下り酒問屋で年間1,500両で38株が認められた。水油問屋は3番目で500両の冥加金、21株となった。水油以外では色油35両3人、水油仲買85人150両であった。これにより、組外の新規商人の営業を禁じ、江戸入津荷物の独占的取り扱いが認められた。この株鑑札は江戸問屋に絶大な威力をもたらし、この株札の売買金額は、下り船塩問屋で2,000～3,000両、水油問屋の場合500両の相場とされたという。

三橋会所設立の目的でもあった菱垣廻船の建て直しも、かなりの成功を収めている。文化5（1808）年にはわずか38艘にまで減少していたが、5年に9艘、6年8艘、7年30艘と新造船、あるいは修理改造（5,6艘）されており、全体の船数も80艘にまで回復した。

しかし、三橋会所が幕府の米買い占め協力で大量の資金を投入することになったため、文化8年以降は新たな菱垣廻船の新造船や修理改造が行われなくなった。

3.2.8 三橋会所の廃止

三橋会所は、これまで江戸十組の主流をなしていた上方出身の江戸問屋ではなく、江戸商人を中心に運営されたが、文政2（1819）年に三橋会所が廃止された後、幕府は再び旧十組の門閥商人に三橋会所の後始末を委ねる。同年8月に、幕府は旧十組の主要問屋10軒を呼び出し、行事による運営と会所の後処理を命ずる。水油問屋からは、井筒屋善次郎が呼ばれている。三橋会所は廃止されるが、菱垣廻船問屋仲間からの冥加金は継続され

た。

三橋会所の「勘定総目録」文政2(1819)年(会所廃止時の総決算)によると、総収入は28万3,170両で主な収入は、問屋仲間から徴収した「組々差加金・一時預り共」で、16万6,422両(全体の58.7%)に達している。一方の支出は、「大坂買持米損金」が12万6,791両、買米関係全体で15万8,705両を占めている。会所設立の目的のひとつとされていた、問屋仲間への貸金は3万1,104両に止まっている。

杉本茂十郎が主導した三橋会所による強引な集金は、「蟻の如く蜂の如し」といわれた(下村家所蔵文書)。菱垣廻船を通じての江戸十組問屋の独占を夢見た江戸問屋は、杉本を担ぎ、幕府から独占権を得るがその代償は大きかったといえよう。そして、地廻り経済の台頭による独占の綻びを幕府権力を利用することでカバーしようとした努力は、一時の効果は得られたものの、長続きはしなかったのである。三橋会所と十組問屋を中心とした問屋の独占は、物価高騰の主犯と目され庶民の怨嗟的となり、やがて天保の改革での問屋・仲間・株の禁止へと繋がって行く。杉本茂十郎は批判的となりその象徴とされたのである。

3.2.9 内海船と北前船

菱垣廻船の凋落は、荷主であった江戸十組問屋の弱体化によってもたらされたものだが、一方で、運賃や便利性(速度等)といった面での競争力の不足という菱垣廻船自身の弱点も無視できない。強力な競争相手となったのが、樽廻船であり、新たに台頭した「内海船(うつみぶね)」などの廻船である。

この内海船は、19世紀初頭から急速に勢力を伸ばし、幕末・維新时期を頂点として、明治20年代まで続いた。菱垣廻船や樽廻船のように荷主である十組問屋、酒造家の支配を受けずに、独自に荷物を買取り、船主自身がリスクを引き受け商売を行う、いわゆる「買積船」という形態を採っていた。「買積形態が本来の廻船運営の在り方で、(菱垣廻船や樽廻船のような)運賃積形態は、大量で安定的な積み荷の存在という特殊な条件の下でのみ成立した」(「近世日本海運史の研究」上村雅洋)といわれるように、当時の状況では買積船形態がより時代に適合できたといえる。

内海船は兵庫を拠点にし、西国産米や松前産の魚脂、伊勢湾岸にある諸国の米を買入れ、江戸や神奈川に運んだ。帰り便には、江戸や神奈川で買いつけた九十九里の魚肥や東北産大豆などを積み込んだ。東北産の大豆は伊勢の味噌、醤油屋に販売した。内海船は、「戎講(えびすこう)」と呼ばれる仲間組織をつくり、速さと低料金で顧客を増やし、戎講に所属する船は文政10(1827)年には110艘にまで増えた。

兵庫を拠点としたのは、「北前船」も同様であった。北前船は、蝦夷地(現北海道)と本州を結ぶ交易の大動脈として、日本海を航行した。もともと蝦夷地との交易は敦賀や小

浜の豪商が、手持ちの船で行い、松前藩の昆布・鮭・獣皮・米などを本州に運んでいた。

次にこの航路を担ったのが近江商人で、慶長から寛永年間（1596～1643年）には、開拓された西廻り航路を通して交易し、敦賀・小浜商人に取って代わった。近江商人達は、「両浜組」という仲間組織をつくって、松前藩から、通行税の免除などの特権を与えられていた。その頃急増した、にしんの魚粉の農業用の需要が、蝦夷地との交易を盛んにした。

両浜組が使っていたのは、共同雇用の「荷所船」であった。荷所船の船主は敦賀を拠点に荷所船仲間をつくり、両浜組に完全に従属していた。

その後、宝暦～天明年間（1751～1789年）になると、蝦夷地との交易による利益を当て込んだ各地の新興商人が次々に廻船業に参入したため、両浜組の地位が揺らぎ、構成員の撤退が相次いだ。こうなると、両浜組に依存していた荷所船仲間には死活問題である。そこで船主達は組織から独立し、内海船と同様の買積船の商売を始めた。これが、いわゆる北前船の始まりである。

北前船は、売り先として、大坂の間屋商人を確保し、蝦夷地のにしん粕を大量に運んで、利益を上げた。そして文化4（1807）年、蝦夷地が幕府の天領となると、松前藩と密接に結びついていた近江商人の地位は、さらに低下したのであった。近江商人のうち、財力のある家は手船を持って交易を継続し、そうでない家は、北前船に依存することとなった。かくして力関係が逆転し、北前船が蝦夷地交易の中心となったのである。北前船は、文化・文政期（1804～1830年）を通じて増え続けた。船には、上り荷として米や海産物が、下り荷として木綿・塩・砂糖・酒・紙などの生活必需品が積み込まれ、南北を往復した。

内海船と北前船のように独自に売買を行う新たな地域廻船業の台頭は、「幕藩体制的な全国市場の成立に伴う特産地の形成」と「それに伴う地域間価格差の形成」という2つの条件が必要だったとされる（「内海船と幕藩体制の解体」斎藤善之）。輸送形態の変化には全国規模での農民経済の立ち上がりが背景にあり、関東での地廻り産業の成長もその一環であった。

また内海船や北前船は、兵庫や神奈川といった、後に国際貿易の基地となる港町を拠点に選んでいた。その結果、開港後も生き残り、明治も半ば、全国鉄道網が整備されるまで、国内輸送の大動脈として機能し続けたのであった。

行灯の明かりと庶民の暮らし

江戸時代は、地方はまだその恩恵にはあずかっていないが、大都市江戸に限れば、庶民の生活に夜を照らす草種油（菜種油、綿実油など）、魚油（イワシ、アブラザメなど）を燃料とする灯りが広く普及した時代であった。明り取りの道具も発達し、行灯、瓦灯、提灯、ぼんぼり、変わったところでは時代劇の捕りものに登場するガンドウ（強盗提灯）などがある。

それまで寺社と宮廷のものであった灯りが、庶民にもようやく手の届くものとなったのである。値段の高い順から言えば馨、蝋燭、草種油、魚油ということになるだろうか。ちなみに文化5（1808）年の記録ということで、「大江戸生活体験事情」（石川英輔・田中優子 著 講談社）では、「江戸で行商人から油を買うと一合（180ミリリットル）が四十一文だった。行灯の消費量は、四季の平均で一日に四勺か五勺（1勺は1合の1/10）だったそうだから、一日二十文として月六〇〇文、つまり、大工の日当、あるいは裏長屋の家賃ぐらいの金額が照明費としてかかったことになる」と紹

介している。

照明道具の概略は、「東京油問屋史—江戸のあかり」をご覧いただきたい。詳細は『燈火—その種類と変遷』（宮本馨太郎 朝文社）に詳しい。

ただ実際の明るさは、灯火の近くでやっと文字が読める程度であったようである。そういうわけで、大方の庶民の暮らしは、日没の暮れ六つには眠りにつき、日の出の明け六つには起き出して仕事へ出かける生活がまだまだ主流であったと思われる（江戸時代は日の出から日没までを昼間と夜間をそれぞれ六等分して時刻を刻む不定時法である）。行灯などに頼らず夜更かしせずに早起きするのは、油代「三文」の徳となったのであろうか。

治安の関係から夜間外出時は提灯を持つことが決められていたようで、持っていないと夜盗と間違えられたりして大変なことになる。

それでも、行灯の明かりで夜なべ仕事にいそしみ、また読み物などの楽しみの様子が当時の風物読み物から見てとれる。そして月夜の晩に誘われての外出は庶民の楽しみでもあったろう。



江戸府内 絵本風物往来
国立国会図書館 蔵



名所江戸百景 猿わか町よりの景 歌川広重
 国立国会図書館 蔵

← ■名所江戸百景 猿わか町よりの景
 歌川広重 国立国会図書館 蔵

↓ ■下図の行灯等の写真は（公財）日本のあかり博物館所蔵のものである。

「瓦灯」とあるのは、粘土をこねて焼き上げたもので、繊細な手作業を必要とする行灯などに比べると比較的安価であったと思われる。瓦のフードの中に灯明皿があり、普通は灯明皿を瓦灯の上部において、裸火の明りを取り、風があるときや寝るときにフードの中に入れたのではないかとされている。詳しくは、日本あかり博物館ノート No.33「瓦灯」にその考察が述べられている（「燈火・民俗見聞」山崎ます美遺稿集（日本のあかり博物館学芸員），発行所；ほおずき書籍（株））



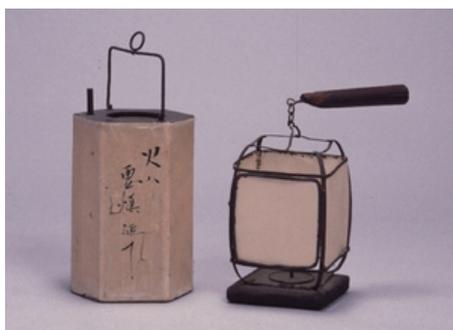
丸行灯



角行灯



遠州好み角行灯



手提げ提灯



瓦灯



ガンドウ

■また行灯のある庶民の暮らしぶりは、江東区深川江戸資料館の展示より紹介する。



八 間：中央に灯明皿が見える



角行灯：行灯の底に灯明が置かれている
その下に油差しが置かれている



江戸庶民の住まいを再現したようす



行灯の灯芯



上記の写真は、行灯の中の灯心を写したものである。深川江戸資料館の学芸員の方の手作りである。灯心には井草が使われる。

丁度撮影に訪れた時に江東区深川江戸資料館では、当時の深川の街並みが再現されていた。江戸庶民の生活を知るうえで一度は足を運びたいところだ。

←■左の写真は、深川にあった十組間屋「多田屋」を復元したもので、干鰯（ほしか）メ粕・魚油問屋である。

第4章 江戸地廻り経済の発展と幕府統制―問屋支配に幕

4.1 利根川水運と江戸地廻り経済

4.1.1 農家経済の台頭

幕藩体制は農民を米中心の自給自足経済に閉じ込め、商業活動を禁止した。農村への商人の立ち入りも、厳格に規制していた。一方で鍬や鋤など農業生産用具や塩などの食料品の購入のためには農家にも貨幣は必要であり、そうした銭貨を得るために農民は米以外の収益性の高い農産物を栽培したり、夜間に、あるいは農閑期に様々な内職を行い、そうした生産した商品を農村で開かれる在町や在市場において販売した。城下町の商人がこうした在町や在市場で農家の生産物を買入れ、城下で販売したり、あるいは江戸、大坂、京都の間屋に売りつないだりした。

米以外の農産物として代表的なのは、綿花であり菜種である。綿花は畿内と山陽道筋を中心に栽培され、摂津や河内などでは綿の作付け率が全耕地の70%にも及んだという。

ただ綿花は熱帯作物で高温と十分な日照時間が必要なため、東日本では適地が少なく、反収も少なく品質も畿内産より劣ると見なされ、高値では売れなかった。

関東での成功例としては養蚕業が挙げられる。幕府は1685年に銀の流出を防ぐために白糸の輸入を規制しているが、そのため国内での養蚕業が活発になり東日本各地でも新たに養蚕業を始める農村が増えた。当初は年1回の春蚕（はるご）のみだったが、江戸中期には夏蚕（なつご）も可能になり、幕末には信濃などで秋蚕も行われたという。こうした生糸は地域で製織され、京都に運ばれ、京都で着物に織られ再び各地に運ばれた。

農家の工業としては、綿織物が挙げられる。畿内から繰綿（くりわた）を購入し、夜間や農閑期に綿織物を行う農家が増え、そのため農村における灯火用の油の需要が増えた。江戸の油の需要は年間10万樽とされており、そのうち3~4万樽は地廻り油が供給されたというのが定説になっている。一方で関東周辺の農村には江戸から年間1万樽の油が送られ、こうした江戸周辺における灯火油需要が江戸の需給逼迫の一因になっていた。

農家経済に欠かせないのは、江戸、大坂、京都という3大都市との物流・商流の繋がりがだ。商流は、城下町の商人を通じての間接的な繋がりの整備によって達成され、物流は水運による大量輸送によって可能になった。西廻り航路の開発により北海道や東北の特産物を大坂、京都への大量輸送が実現し、そこからさらに全国に展開された。また東廻り航路は主に東北から江戸に向けての大量の物資搬送を可能にした。

江戸時代の中期以降は全国的に整備された航路ベースの流通網を利用して、各地の特産物が江戸や大阪、京都など大都会に運ばれ、人気を呼んだ。天保11(1840)年の番付「諸国産物大数望(相撲)」によると、大関には陸奥の「松前昆布」と西国の「白米」が挙げられ、関脇は出羽の「最上紅花」、阿波の「藍玉」(染料)、小結は山城の「京羽二重」、丹後の「縮緬」といった商品が上位を占めている。

上方から江戸への物資流入の中心は菱垣廻船と樽廻船だったが、関東・東北から江戸への大動脈は、利根川や鬼怒川などの河川利用の水運が大きな位置を占めた。

4.1.2 利根川経由の「内川廻し」が主流に

関東における水運の開発は、東北各藩の年貢米輸送を目的に進められた。こうした東北諸藩の廻米は、当初那珂港から内陸水運と陸運を組み合わせたルートで江戸に運ばれていた。那珂港から涸沼、海老沢まで舟運(川)を活用し、海老沢からは陸路で霞が浦と北浦に出る2つの経路があった。利根川と江戸川は合流しておらず、並行して江戸湾に注いでいた。利根川と江戸川を結び、銚子に注ぐように流れを変えた掘削工事、いわゆる利根川東遷事業は、元和7(1621)年に着手し、完成したのは承応3(1654)年とされている(小出博「利根川と淀川」)。

利根川東遷事業により銚子から利根川を遡り、江戸川を経て江戸に入る水運ルートが確立したものの、実際にこのルートが使われるのには時間がかかった。鹿島灘を通って銚子に入る海路には大きなリスクがあったからだ。寛文11(1671)年に河村瑞賢が、幕府の依頼を受けて、伊達・信夫郡の年貢米を江戸に運ぶ東廻り航路を確立した。銚子までの航路、さらに銚子から房総半島の東側を南下し、伊豆半島の下田に寄港した後、黒潮に乗って江戸湾に入る航路が開かれた。太平洋を北上する黒潮に押し流され、房総半島沖から直接江戸湾に入ることが困難であり、一度下田に寄港する必要があった。このルートは、「外海江戸廻り」とも「大廻し」とも呼ばれた。

これに対して、銚子で川船に積み替えて利根川を逆上り、関宿や境河岸から江戸川に入り舟堀川(新川)と小名木川を通して江戸に運ぶルートは「内川廻し」と呼ばれ、東北からの廻米やその他の物資の多くがこのルートで運ばれるようになった。ちなみに舟堀川と小名木川を総称して行徳川とも呼ばれていた。「水戸市史中巻(一)」では、那珂港からの輸送路が「内川廻し」とされ、銚子からの航路は「銚子入内川江戸廻り」と記されている。

内川廻しは、難船の危険は少ないが、川の水量や風によって時間を要する欠点があった。一方の大廻しは運賃は安い(運賃には大きな差がなかったとの研究報告もある)が、難船の危険は高いというマイナスがあり、享保期(1716~1736年)までは、内川廻しの利用が多かった。しかし天保期(1830~1844年)になると、銚子河口で土砂の堆積が進

み、大型廻船の入港に支障が生じるようになった。そのため、銚子は、東廻り航路における内川廻しへの玄関口としての機能に支障が出るといった事情もあり、大廻しの利用が増えた（「近世における東廻り航路と銚子港町の変容」国立歴史民俗博物館研究報告第103集・斎藤善之）という。廻米量で見ると、延享年間（1744～1748年）には平均16万1,914俵が内川廻しで江戸に運ばれ、天明年間（1781～1788年）には18万7,172俵に増加したが、文化年間（1804～1818年）には10万俵に減少している（「江戸利根川交通史物語」渡部英三郎）。

大廻しの航海技術の向上も、内川廻しの比重を低下させることとなったが、内川廻しは安定輸送の役割と同時に、川沿いの地域振興に大きな役割を果たした。内川廻しによって、港機能を果していた中世の「津」とは異なる、舟運に対応した川港が河岸として各地に成立したのである。元禄3（1690）年には、関東で84河岸以上が存在していたと記録されている（「徳川禁令考」全集第6・巻53）。

元禄2～3（1689～90）年に幕府は、「河岸吟味」を行い、これにより旧河岸と呼ばれる86カ所の公認河岸が認められた。明和8（1777）年にも、関東全域を対象に河岸吟味が行われ、旧河岸に河岸問屋株を設立することで運上の増収を図った。公認河岸や河岸問屋を経由しない輸送はすべて禁止され、河岸で活動していた船持は河岸問屋に従属することになった。

内川廻しの船は、真岡木綿を用いた帆船、高瀬船が多く使用された。大きいものでは長さ15メートル、幅3メートルで、1,200俵の米を積むことができた。川を遡る時、季節風が利用できない場合は、川岸から綱で上流に引いた。下りの船の時速は8km/時、上りで綱で引く場合は3km/時ほどだったという。

内川廻しのような水運が利用されたのは、荷物を陸送の牛や馬よりはるか大量にしかも安価で運べたからだ。牛や馬は一つの荷物が米2俵で、先導する人も必要となり、積み下ろしにも手間がかかった。寛政4（1793）年の記録によると、利根川中流の布施河岸（現在の柏市）から江戸川の加村・流山河岸に至る12kmの陸送は米2俵で174文だった。一方、加村から江戸まで約32kmの舟運料金は126文だったとされている。

4.1.3 江戸の日本橋に荷受け集中

内川廻しの江戸の終着場所は、小名木川が流れる江東地域だった。小名木川の西側、大川と交わるあたりに「深川海辺大工町」があり、ここで内川廻しを含む武蔵、下野、常陸、下総を範囲とする、奥川筋からの船の荷受け、保管、さらに江戸へ運ぶための舢への積み替えが行われていた。取引先の間屋は日本橋小網町、小舟町、堀江町、蠣殻町などに集中していた。

利根川水系の水運路を通過して江戸に入津する諸荷物は、江戸市中で茶船、小船を所有す

る「奥川筋舟分下船宿」が引受け、送り先に届ける。明和7（1770）年頃には江戸小網町中心に百数十軒もあったという（「諸問屋再興調」五 大日本近世史料）。

高瀬船から小船などに積み替えることを「附船」といったが、小網町の船宿は「附船仲間」を結成し、目印の焼き印を押した木札を作って銘々が所持し、荷物の独占を図ろうとした。しかし、明和・安永期になると、小網町ばかりでなく深川海辺大工町などの舟分下船宿も進出している。

荷物を運んできた高瀬船には、帰りの荷物が「奥川筋船積問屋」の世話で積まれた。この奥川筋船積問屋は、小網町中心に、小船町、伊勢町、堀江町、箱崎町など日本橋から隅田川にかかる永代橋にかけての地域にあり、寛延元（1748）年には、37軒あったという。一方で、諸問屋や荷主が積む直積みも多かったため、奥川筋船積問屋は独占を図るため、文化6（1809）年に十組附属問屋として十組問屋仲間への加入を申請し認められ、問屋株が公認された。奥川筋船積問屋は下り荷物を扱わず、十組問屋からの仕入れに頼っており、やがて十組問屋の退潮とともに衰退した。

内川廻しは当初、東北方面からの廻米が主な荷だったが、河岸周辺の地場産業が発展するに伴い、それぞれの河岸から地場の特産物が積み込まれた。

銚子からは鮮魚や醤油、利根川下流の野尻や高田からは干鰯（ほしか）、絞油、魚油、佐原からは酒、木下からは米、木材、薪。野田からは醤油、流山からは味醂、行徳からは塩などが江戸に運ばれた。その他大豆、煙草、数の子、鯉節なども主要な荷物だった。

利根川、荒川水系を通じて結ばれた関東各地の奥川筋への戻り荷物は、木綿などの衣料品、塩、乾物、干魚などの食料品、荒物、小物などの日用雑貨などが中心だった。

関東地廻り経済でもっとも成功したのが醤油である。享保11（1726）年の幕府の調査では、江戸への醤油入津量13万2,829樽のほとんどは大坂から菱垣廻船で積まれてきたものだった。文政4（1821）年の十組問醤油酢問屋の行事による報告では、江戸への醤油入津量125万樽のうち123万樽が関東地廻り物によって占められている。江戸における醤油消費量は100年間で10倍に伸びたが、そのほぼすべては関東の地廻り産によって賄われたのである。

油はこれほどの劇的な成長もなければ、関東地廻り油が大坂からの「下りもの」を席卷する事もなかった。それでも、米に並ぶ重要な産物である油の上方依存を改めようとの試みは一貫した幕府の政策で有り続けた。

4.1.4 成長する地廻りの油

幕府は灯明油の上方依存から脱却するために、享保年間頃から関東周辺での地廻り油育成に本腰を入れる。農家に対して菜種を栽培するようとの奨励を何度もお触書で行っている。綿実油の生産も試行錯誤を繰り返しながら、増産への努力が続けられた。関東でも

綿作は17世紀から行われていたが、搾油に結びつかず、綿実の多くは上方に運ばれた。宝暦4(1754)年に江戸で綿核問屋の公認を願い出た姓不詳の清兵衛という人の願書が残っており、そこには、関東では綿核(綿実)は18~9年前までは捨てられていたが、近年になって上方で油の原料に使われていることを知り、買い集めて江戸に出荷するようになったとある。明和4(1767)年3月、幕府は綿実買問屋2軒を認可し、そこから足柄郡早川村(今の小田原市)に送って搾油し、江戸油問屋に売ることを認めた。この早川村の綿実油は、灘と同じ水車搾りで量産が可能であった。同時期に、筑波山麓でも、井上善兵衛が水車搾りを始めている。真壁では、木村六郎兵衛が水車搾りを始めた。しかし関東平野が広大で、水車絞りに適した土地が少なかったこともあり、灘や大坂に比べると多くの絞油業の生産性は劣っていた。

4.1.5 地廻油の特徴

幕府は文政3(1820)年にも「灯油之儀ニ付、御内々申上候書付」で、関東における菜種栽培普及と絞油業の立ち上げを積極的に進めるよう促している。

しかしこの頃には、関東での地廻り油生産もある程度軌道にのり、江戸への入津量も伸びている。文政12(1829)年の江戸に運ばれた地廻り油は3万2,305樽に達している(天保5年10月調べ)。内訳は水油が1万2,020樽、白油2,238樽、胡麻油7,570、荏油5,272樽、桐油467樽とされている。

江戸の年間総油需要は10~11万樽と見込まれているが、この段階ですでに地廻り油はすべてを合わせると年間3万樽平均が江戸に送られている。3分の1を地廻り油で賄うことができるようになっており、これに尾州・勢州・駿州の三州を加えると6~7万樽に達しており、計算上は大坂の独占は崩れているように見える。

天保の油方仕法改正は、江戸地廻り油の成長を前提としている。大坂への依存度が減少したことで、大坂独占による供給安定を図った明和の仕法を見直し、油相場を大坂から江戸に移しても大きな混乱は起きないだろうとの見通しを幕府官僚は持っていたようだ。

ただ、それでも大坂からの下り油は3割以上を占めており、また地廻り油には品質的な問題もあった。

灯明油として優れていたのは水油と白油で、その調合油も多く使用されていた。大坂からの油も水油と白油がほとんどを占めており、荏油、胡麻油、桐油の下り油は、全体の2%(天保4年の調べでは年間1,437樽)程度に過ぎない。一方、地廻り油に占める荏油、胡麻油、桐油の合計は50%近くに達している。桐油は灯明油として使用した場合、他の油より減りが早いといわれ、荏油は煙が多く照度が低いといわれ、評判は決してかばしかなかった。量では3割を占めるようになっても、品質ではまだまだ下り油に及ばず、江戸での油需給が正常な時は生産地農民の自家用に使用され、不足した場合に江戸に運ばれ

るという状況だったようだ。

灯明油としての欠陥を抱え、水油や綿実油より生産費が割高な胡麻油や荏油は水油や白油と競争する力は持っていないというのが当時の認識で、そのため幕府も菜種を中心とした地廻油の育成に力を注いできたが、なかなか軌道に乗せることができなかった。

また江戸周辺の関八州への「田舎積」も年間1~2万樽が仲買から出ている状況で、こうした地域での需要を地元で賄えるような状況ではなかったことが分かる。江戸の町中だけではなく、関東各地の農家でも商品生産は拡大しており、夜の照明用灯油の需要は高まっていたのである。

4.1.6 江戸の幕府直営絞油所

関東での絞油業の発展が思うに任せないとして、幕府は天保年間に幕府直営の「本所御手絞所」を本所に設立している。江戸に入る菜種を優先的に割り当てて原料とした。江戸での菜種取引は、下り米問屋、関東米穀三組問屋、地廻米問屋、脇店八カ所組米屋の手によって行われており、米や雑穀とともに関東の在方から積み込まれ、米関連の問屋を通して売買されるのが普通だった。重要な油原料である菜種でさえ、こうした副産物扱いで流通しており、独自の菜種問屋は生まれず、独立した菜種の流通機構も関東では育たなかった。こうした点でも上方の油市場が作り上げてきた堅牢な原料から絞油、販売問屋にいたるまでのネットワークには及ぶことができなかったといえよう。

「本所御手絞所」への菜種の供給は優先的に行われたが、幕府は菜種を扱う問屋に対して、「相当の値段」をもって御用のため買い上げるので、他国に売らず手絞所に販売するように申し渡している。しかしこの申し渡しに違反するものも絶えず、問屋からは御用で使用する以外の菜種は他国への売買を許可してはどうかとの意見も出されている（「天保撰要類集」）。本所御手絞所に送られる菜種の数量は、天保7年6月の場合「千四百七拾八俵」（「天保撰要類集」）だったという。さらに、幕府は江戸市中における絞油業の充実を図るため、本所御手絞所に続いて、寄場絞油所を天保12年から開始している（「封建経済政策の展開と市場構造」津田秀夫）。

幕府だけではなく、関東での絞油業普及に向けての努力は続けられた。

養蚕業が関東各地でも盛んになったことを述べたが、安政2（1855）年4月、浅草の亀治郎と深川の惣助の名前で、勘定奉行所に蚕油の搾油計画が提出されている（加藤宗一「蚕蛹の搾油技術について」歴史評論32）。この2人は、20年ほど前から、醤油絞粕の大豆を搾油するとの名目で定められた御試大豆請負人だったと記されている。

菜種油を使用した灯心に比較して、蚕油（かいこあぶら）は2倍の明るさ。蚕殻油粕（かいこがらゆかす）も肥料として利用した場合、干鰯より利き目があるという実験結果が得られたとして、その製造方を願い出たもの。提出された計画では、関東各地の生糸産

地で廃棄されている蚕殻（かいこがら）について、乾燥させて江戸に移送する。関東7カ国（武州，上州，野州，相州，甲州，信州，奥州）から出てくる干した蚕殻は，1俵10貫として年間15万俵に達し，15万俵の蚕殻を搾油すると水油10万樽が得られるという。実現はしなかったが，関東でも絞油業を拡大への模索が続いていたのである。

こうした地廻り油への評価が，上方への独占を認めざるを得なかった「明和の仕法」の改正を断行できる見通しを幕府に与えたのである。

4.2 天保の油方改革と幕府の灯油政策

4.2.1 享保改革の商業政策（物価統制）と江戸十組問屋

幕府が問屋仲間に対して積極的に介入を始めたのは享保期からである。米価と諸物価の乖離（米価安諸色高）に苦しみ，その解消に苦勞する中で，流通を握る問屋と問屋仲間への対策にその解答を求めようとするのである。まず享保6（1721）年，絹紬問屋，太物問屋，小問物問屋，書物問屋，瀬戸物問屋など15種の問屋と，紺屋，版木屋，菓子屋などの職人，小売商に身上と商売の実態を報告させ，次にこれらの問屋を町年寄方へ呼び出し，「新規出し物」停止を申し渡した。そして，この申し渡しの実効を図るために，96種の仲間結成を命じた。ただし，これはあくまで贅沢品の出回りを規制する儉約令のひとつと見られている。次いで，享保9（1724）年，「繰綿，木綿，さらし，打わた，絹紬類，布類，真綿，紙，茶煙草，灯芯，蠟燭，味噌，醤油，米，塩酒，水油魚油，薪炭錢」を扱う問屋，仲間に対し，仕入量から始まり，その仕入元，売先，船積問屋まで報告するよう命じた。さらに，各問屋仲間に対し，諸物価高騰の理由も問いただしている。これらの諸商品の仕入れから販売までのルートを把握することで，価格形成の実態を把握し，諸物価の値下げにつなげようとしたのである。江戸の町人に対する行政は，原則として2人の町年寄を通して行っていたが，商業（経済）政策は問屋仲間，ことに十組問屋仲間を通じて浸透させることが理にかなっていると判断したのである。

そして享保11（1726）年4月，幕府は触を出し「水油，魚油，繰綿，真綿，酒，炭，薪，木綿，醤油，塩，米，味噌，生蠟，下蠟燭，紙」の15品に限り問屋帳面を差し出すことを命じている。專業別の問屋組合仲間を作ろうとの意思が垣間見える。前年の享保10（1725）年10月に出された大岡越前守と諏訪美濃守連名による意見書では，各專業別の問屋仲間を作らせ，それらを通して物価を統制し，それによって仲間外の買込みを防ぐといった方策が述べられており，さらに踏み込んで幕府が公認した問屋以外の者が荷を扱うことを禁じることまで献策している。幕府公認の問屋仲間による独占は，実行されなかったが，この触書により問屋仲間は幕府の公認を得たことになり，江戸十組問屋の独占強化への道を開くことになった。

幕府が十組問屋の力を認め、行政への組み入れを図った背景には、生活必需物資の上方への依存度が高く、必然的に菱垣廻船を牛耳る十組問屋が物資の安定供給に大きな役割を果たしていたという事情がある。

ちなみに、享保 11（1726）年の江戸入津 11 品の数量（地廻りも含む）は、米 861,893 俵、水油 90,011 樽、味噌 2,818 樽、魚油 50,051 樽、酒 795,856 樽、醤油 132,829 樽、薪 18,209,687 束、木綿 36,135 固、炭 809,790 俵、塩 1,670,880 俵、銭 19,470 固という数字が残っている。

大坂から江戸へ、どれほどの油が流れていたのだろうか。大坂町触書には、享保 9 年から同 15 年（1724～1730 年）にかけて、生活必需品 11 品目の江戸への出荷量の統計が残っている。その 11 品目とは、米・塩・味噌・醤油・酒・練綿・木綿・薪・炭・水油・魚油である。その中の水油を見てみよう。

享保 9 年 7 万 3,651 樽、享保 10 年 6 万 2,802 樽、享保 11 年 6 万 9,172 樽、享保 12 年 4 万 9,744 樽、享保 13 年 5 万 7,301 樽、享保 14 年 4 万 8,639 樽、享保 15 年 7 万 7,022 樽となっている。享保 11 年における上方からの水油の比率は、江戸に入る水油全体の 7 割以上を占めていたことになる。

4.2.2 明和の油方仕法の背景と波紋

幕府が享保改革の重要な政策のひとつとして、問屋に対する関与を深めたのはこれまで見てきたところだが、灯油の供給と価格の安定を図るための具体的な政策を打ち出したのもこの頃からだ。享保 2（1717）年に幕府は問屋の在庫調査を行い、問屋による買い占めや売り惜しみが行われていないかを調べている。享保 9（1724）年 1 月に「御立値段」を設定し灯油の価格統制を図ろうとするが、同年 3 月には廃止に追い込まれている。江戸での灯油不足と高値は売り惜しみや抜け売りなどにより引き起こされているとの認識で、需給バランスや供給側の状況の大坂の事情を考慮せず、公定価格の設定だけで解決しようとしたためうまく行かなかったものだ。

同 9 年に幕府は油問屋、油仕入問屋が「過分之利得」を得ていることに過料を課している。油問屋 17 名、油仕入問屋 24 名が油の価格吊り上げを図り、過剰な利益を得たとして過剰利益分を過料として没収した。一方、灯油の需給改善を図り、大坂依存からの脱却を目指すため、同じ 9 年に、関東での菜種作付けを奨励し菜種の一手買受人に大和屋七郎左衛門を指定している。幕府が享保 14（1729）年に代官宛に出した農民への菜種作付け助成についての御触が残されているが、その前にも既に同様の御触が出されている。しかし、その成果は上がっていない。寛保 3（1743）年に、関東に菜種の作付けを奨励したが作出もない、との報告が行われている（「享保撰要類集」）。

元文期（1736～）以降になると、大坂資本による油市場の独占を図り、強化した大坂油

市場を通じて江戸における灯油の必要量の確保と、その価格安定を図ろうとする。

元文6(1741)年に江戸で水油が高騰したため、その理由を幕府で調査したところ、以前は江戸に流入する10万樽以上の水油を下り油問屋が一手に引き受けていたが、その後仲買や素人が市場に参入し、仕入れ荷物を現金で買い取る行為が頻出し、仲買の中には大坂まで直仕入れに向く者も出始めていることが明らかになった。そのため油問屋は7軒に減少し、3~4万樽を集荷するに過ぎなくなっていた。江戸の油相場では、下り油は集まらず、大坂建ての油相場による仕入れ荷物に依存する必要が生まれ、その結果、仲買、素人による買い付けが中心になった。江戸の油問屋が、油市場における指導的な役割を果たせなくなっていたのである。大坂の油建市場で買い入れた仲買や素人は、江戸の油市場に運び込まないで、囲い込む事態がしばしば見られた。これに対して、幕府は、大坂から江戸にくる下り油を取り扱う商品流通機構を特権化して、幕府の統制下に置き、油市場を統制しようとした。

仲買や素人の処置については、町奉行から、下り油の取り扱い業者を油問屋の中に組み入れようとの意見が出され実施された。同時に大坂と江戸との市場連携を強めるため、大坂以外からの江戸の直積みを規制しようとする。江州、尾州、三州、駿州、豆州、相州については江戸への直積みを認めたが、その他の地域からの江戸直積みの禁止を強化し、大坂油市場の支配下に置くこととした。

寛保3(1743)年2月に、大坂の江戸への「油積廻独占令」が施行されている。ここでは住国以外の他国種物の買い入れを禁止し、種物の大坂種物問屋への販売を命じ、兵庫・西宮・紀州・中国筋などからの江戸直積みを禁じている。16年後の宝暦9(1759)年の御触書では、大坂へ送られる菜種が少ないため油が高値になったとして、諸国で菜種などを増産して大坂へ送るように、綿実も幕府が指定する大坂の綿実問屋に送るようにと命じている。さらに、畿内・中国・四国・九州などで搾った油を江戸に直接送ることを改めて禁止し、大坂以外で生産された油を、自国内消費に限定した。原料も自国内で調達することとし、大坂行きの荷物を途中で買い取る「道買い」や「はしけ買い」を禁じた。

油市場における大坂の地位は特殊で、江戸に対する最大の供給地であるため、大坂およびその周辺だけではなく、西日本各地から大量の油が大坂に集積された。その役割を担ったのが「出油屋」である。「出油屋」は、在方の絞油よりの出店という形式で発足したものであり、大坂以外からの絞油の荷受機関としての役割を果たしていた。出油屋が大坂に出現したのは、正徳年間(1711~1715年)であるが、最初は製品としての油の販売ルート確保のために、大坂周辺の絞油業者が大坂における利害の代弁者を必要としたことから生まれたものだ。宝暦期(1751~)には、出油屋が大坂周辺の油独占のため積極的に活動しはじめ、大坂以外からの油は、すべて出油屋からしか購入できないという状況が明和期に確立した。

明和3(1766)年に、幕府は、大坂以外では手作の紋草のみしか絞油業を認めない触を出す。「一村之内たり共、他之紋草買請、絞油稼いたし候儀、不相成事に候」。これは「どの国においても、搾油の原料は自給自足に限る。搾った油は、自家消費以外はすべて大坂の出油屋に売らねばならない。同じ村の中であっても、他家から原料を買ったり、油の売買をしてはならない」というもので、事実上、大坂以外の搾油業そのものを否定しており、畿内中心に多くの反対意見が出されたが、実施された。

そして明和7(1770)年に至り「明和の仕法」と称される法令が実施される。

江戸における市場価格の引き下げ、下り油の潤沢化による需給緩和を図るため、京口油問屋、江戸口油問屋、出油油のそれぞれに株認可による特権を付与した。

油の大坂集中ばかりでなく、大坂における絞油業を保護、大坂の菜種、綿実両絞油屋仲間にも株を設定し、さらに大坂の両種物問屋にも株の設定を認め、大坂への種物の増加を意図した。同時に大坂の絞油屋に独占させた。

大坂周辺の地域を特定地域に限定(摂津、河内、和泉の3カ国)して、油稼株を定め原料の買い入れを幅広く認めたが、油はすべて大坂の出油屋に販売することとした。明和7年9月には、油仲買にも株を許可した。大坂周辺の絞油業者も在地では小売りができず、大坂へ出荷し、それを買い入れることとなった。

「自作手絞」以外の禁止は、大坂周辺の農家には重大な問題であり、大きな反対運動が起きた。そのため、3カ国(摂津、河内、和泉)に限って、絞油業を認め、それを在方株として組織することで大坂市場に取り込み、大坂市場の強化を図った。

明和の仕法の施行を受けて、大坂資本が西日本各地で、自ら違反摘発を行い、強力な買い占めを行い、権利の擁護を図った。中国、四国、九州では、明和の仕法への批判が強く、藩自らがさまざまな名目で法を無視する事例が後を断たなかった。「不正稼人」の摘発件数は、文明2(1782)～文政3(1821)年に、播磨だけで53件に及んだ。西日本全体では107件に達したという。

備後福山藩では「御用油絞水車場所」が設けられ、灘目両組が訴訟を行っている。その結果、享和元(1801)年に水車を8から6に減らし、御用以外の稼ぎはしないことで決着している。広島藩でも、寛政10(1798)年に「油御用所」を設け、領内の綿実搾油を直営で行っている。明和の仕法にも係わらず、各藩での藩政改革の結果、藩主導で殖産興業政策に導かれた絞油業が西日本各地で形成されたのである(津田秀夫「封建経済政策の展開と市場構造」)。

明和の仕法の施行に重要な役割を果たしたのが、京口油問屋の日野庄左衛門とされており、文政年間(1818～)に幕命を受けて灯油問題を調査した榎原謙十郎は「日野屋庄左衛門如き商家のものハ、元來売買之便利を元立ニ仕、主法申立候儀に御座候」(「水油一件」と、日野庄左衛門が京口油問屋の利益を図るために明和の仕法を申し立てたと批判してい

る（幸田成友「大坂と江戸」）。

4.2.3 天保の油方仕法改革

幕府は、「明和の仕法」（1770年）により大坂油市場中心に統制を強めることで、江戸の油需給と価格の安定を企図したが、化政期（文化・文政1804～）に入ると、大坂油市場独占にほころびが目立ちはじめ、幕府は政策の見直しを迫られることになる。

油方仕法を見直す直接的な引き金になったのは、江戸での「油切」だった。現在の停電と同様な「油切」は、江戸で何度か起きているが、文政9（1826）年は江戸市中に大きな騒動が起きたという（「大坂と江戸」幸田成友）。このため幕府は、支配勘定役の榎原謙十郎を大阪に派遣して実状を調査させた。謙十郎は西町奉行所の協力の下、油問屋・仲買を西役所に召喚し、過去10年間の諸統計を基礎に問題点を洗いなおし、今後の方策や自らの意見を含めた報告書を文政11（1828）年5月に提出している。この報告書は「水油一件」（2冊）にまとめられ、当時の油事情を知る貴重な資料になっている。

幕府は天保3（1832）年11月、大坂油市場を中軸にして全国的な規模で行われていた油の生産と流通の管理形態を変更し、さらに大坂の商業資本への依存によって独占の強化を図った「明和の仕法」以来の絞油業への規制の緩和や商品流通機構を廃止し、その上で江戸を中心として油市場を再編成するとの考えで新たな油方改正仕法を公布した。

新しい油方仕法の内容は大略次のようなものであった。

1. 大阪以外に堺と兵庫に両種物問屋を設置すること
2. 播磨国に新に水車、人力の油稼ぎ株を許可すること
3. 大阪の出油屋・京口・江戸口両油問屋の名称を廃して「油問屋」に統一すること
4. 京橋五丁目の寄合所を廃止し、内本町橋詰町に油寄所を建てること
5. 播州灘目油及び播州一円の油は大阪に売さず、樽船を以て江戸へ直積せしむること
6. 大阪油問屋の売口を江戸大阪に限ること。江戸には霊岸島に油寄所を新設し、江戸着の油はすべて同所にて油問屋及び問屋並仕入方のものに売渡すこと
7. 油問屋などから納められた冥加金を免除し、口銭を改めること
8. 灯油、白絞油、梅花油などを、大坂仲買が製法するのを止め問屋が行うこと

大坂油市場の機能に制限を加え、大坂周辺地域の絞油業地帯の地位を引き上げ、江戸市場に直結させることで、江戸の油市場の安定を図ろうという狙いがあった。

明和の仕法では大坂油市場の市場価格を一物一価の元立相場としたが、改正仕法では江戸の油市場に元立市場の役割を担わせようとした。各藩における経済活動が活発になり、幕府は各藩に対して、領内に限り独自の商業統制を行う権限を与えた（「諸国積下方御差留」との方針を示し、大坂からの油積下ろしの差留めを各藩で行える権限を与えた）。

大坂から江戸に油元立市場の役割を移動させようとした背景には、江戸の油市場を背後から支える江戸の周辺地域、地廻りの絞油業の展開、種物栽培の普及が一定程度進んだとの評価が幕府内で行われていたという事情がある。

天保3（1832）年に設立された霊岸島油寄所が江戸における油の商品流通機構の中心とされた。大坂、灘目、播磨からの油以外にも関東地廻りの油もこの寄所に集められた上で相場が立てられ、霊岸島油寄所で成立した相場で問屋仲間が取引するという方式をとった。江戸に入津した油は一旦、油寄所に差し出さなければならず、廻船問屋や船積問屋はそのつどそれぞれの油樽数を油寄所に届出なければならなくなった。そして、東海道、東山道筋の国々での絞油も「江戸霊岸嶋油寄せ所え相廻し可令売買候」となった。

しかし、霊岸島油寄所は幕府の期待通りには機能しなかったようで、設立されてから5年後の天保8（1837）年に幕府は寄所への油送りを取りやめ、寄所を取り払い、問屋・問屋並仕入方へ直接売り渡すことを命じている。寄所の元方相場は、地廻りを含めた油の平均価格とされたため、上方からの油を扱う油問屋は欠損を抱えることとなったからである。江戸の元立相場を維持するには、結局大坂油市場の価格に近づけるか、地廻りの油の量を増やし、名実ともに江戸独自の元立相場を立てられるようにする以外になかった。油の多くを上方に依存しながら、上方の相場を無視して元立相場を維持するのには無理があったといえる。

天保の改正仕法が実施された頃の江戸地廻り油は、3万樽を超えていたが、天保の改正仕法後の、地廻り油の江戸廻着は激減し、天保4年には1万1,436樽になっている。絞め油原料種物の凶作という不運なできごとによる影響もあったが、結果的に改正仕法後も上方への依存度は高く、上方からの油移入を増やすためには、霊岸島油寄所の閉鎖に踏み切らざるをえなかったのである。

4.2.4 天保の改革と問屋仲間解散令

幕府は天保12（1841）年12月13日に触書を出し、「問屋共不正之趣も相聞候」との理由で、菱垣廻船積問屋が毎年納めている冥加金1万200両を免除するとともに、問屋仲間の解散を命令した。水野忠邦による天保改革の目玉となった政策である。この触書で幕府は、問屋や仲間と名乗ることも禁じた。菱垣廻船で上方から運ばれてくる荷物は、誰でも勝手に引受け、売り捌くことができたのである。

さらに翌天保13（1842）年3月には、前年の触書が専ら十組問屋を対象にしたとの誤解があることから、十組以外も株札、問屋、仲間、組合などと名乗らぬよう徹底を図る触書を出している。油商人、油問屋は油屋と名乗ることが強制されたのである。そして、共謀して値段を吊り上げることを禁止し、品物を買取って売るのは自由だが、他国へ前金を払って買い溜めたり、輸送を遅らせ、あるいはその場所に囲い置くことは不正だから行わ

ないようにと徹底している。

この2回の触書による株仲間、問屋の解散の狙いは物価の引き下げにあることはいうまでもない。享保期には、問屋仲間を認め、その力を利用することで供給と価格の安定を図ろうとした幕府だが、今度は十組に代表される株仲間が商品の売買を独占し、それによって価格が吊り上げられているとの認識に達した。1万200両という巨額の冥加金が結果的に商品の小売価格に転嫁されたことで、物価が上がっている側面も否定できないため、冥加金の上納も同時に免除したのである。

江戸時代の著名な経済学者、太宰春台の享保14年に著した「経済録」で、すでに「四海広しと雖ども、掌を握たる如くに価を貴賤にするは、党を結ぶと駆使の行来便利なるとの故也」と述べている。これは十組問屋と菱垣廻船を念頭にしたと思われる。

少しうがった見方だが、江戸町奉行を勤めた矢部駿河守は藤田東湖との座談で、三橋会所会頭の杉本茂十郎による菱垣一方積みに問題の根があると語ったと、東湖は書き残している。すなわち「今迄大阪から江戸へ商品を運送する船は菱垣樽の両廻船であった。然るに紀州家の申立により樽船停廃、菱垣一方積となつた。何故紀州家で左様な申立をなされたかといへば、紀州家が幕府へ返却せねばならぬ金子の才覚に詰って困惑して居られる所へ、杉本茂十郎なる奸商が入込み、菱垣一方積の説を立て、紀州家の口を仮つてそれを成就した。現在幕府は勿論上下一統が難渋するやうになつたのはこの時からである」(「大坂と江戸」幸田成文)。1万200両の冥加金と米買い占めの見返りに、菱垣廻船仲間株を認可した幕府の政策が誤っていたことを暗に批判している。

紀州藩と菱垣廻船一方積みの関係については、伊藤彌之助が「杉本茂十郎の研究—菱垣廻船株仲間の成立」(三田学舎雑誌第47巻)において、要約すると次のように述べている。

茂十郎は菱垣廻船一方積みを企図するが、紀州の廻船が樽廻船に従属の形になっており、大坂から江戸までの海上350里のうち、200里が紀州藩の海上持場であったことから、紀州藩が菱垣廻船一方積みに反対しているため実現しないとされていた。そこで茂十郎は姻戚関係にあった紀州藩御用達の豊田庄兵衛を仲介にして、紀州の廻船を樽廻船から菱垣廻船に移籍することを画策した。この計画は、茂十郎の失脚で頓挫するが、天保4(1833)年にいたり茂十郎の甥である白子佐兵衛らの尽力により、実現することになったという。

4.2.5 株仲間禁止の背景

しかし、株仲間による独占が物価の引き上げにつながるのは、普通に考えれば十分理解できることにも関わらず、何故幕府の高級官吏は一方で物価の引き下げを希求しながら、それと一見反するような問屋仲間の結成を促したり、株仲間を公認したりしたのであろうか。

これについては、封建時代の政治体制であり、幕府の管理統制下に置けば、株仲間の弊害を抑えながら、物価の抑制を強制的に図ることができるとの考えがあったものと思われる。株仲間の公認・独占と物価の抑制は矛盾しないとの認識が幕府にあったようだ。

事実、享保年間には十組問屋に代表される問屋仲間を役所に呼び出し、値下げを申し渡すことで、物価は下げられたのである。寛政年間にも同様な方法が成功を取めている。幕府の価格引き下げ令をスムーズに実現するためには、問屋仲間の存在は幕府にとって便利だったのである。

ではなぜ天保12(1841)年にいたり、株仲間、問屋仲間を廃止するという強行手段を採ったのだろうか。その解答は、幕府から強大な権限を与えられた菱垣廻船船積仲間ですら、江戸に入る商品の独占ができなくなっていたことにありそうだ。独占に綻びができていくということは、各地の製造元、買次問屋、菱垣廻船などの輸送手段などを十組問屋が掌握できなくなってきたことを意味する。法的な独占権を与えられていても、現実には各地で急速に成長する生産・物流を支配することが不可能になっていた。菱垣廻船でいえば、紀州藩を動かしてまで一方積みを強制しようとしたが、現実には文化10年の菱垣廻船船積問屋仲間の株札取得と同時に築き上げた独占を回復することはできなかった。油については天保3年の油方仕法の改正がこうした背景から出てきたものであることは既に紹介した。

十組問屋仲間による流通支配が揺らぐことによって、幕府が求めた諸物価の引き下げ要請に、十組自身は応えることができなくなった。幕府は十組に特権を与えることによって物価引き下げを再三に渡って実施し、一定の成功を取ってきたが、それができなくなり、逆に特権の条件ともなっている冥加金が物価高騰の一因となっているような状況では、問屋仲間の禁止に踏み切らざるを得なかったともいえる。

また、江戸の十組問屋仲間が流通を支配することには、生産力を付けてきた地方からの反発も強まりつつあった。各藩主は領地の名産・特産を江戸に販売する場合に十組問屋の存在、独占が障害になっているとの思いが強くなっていた。御三家である水戸の徳川斉昭は、領内で生産される特産物の江戸での販売に障害になっているとの理由で、また物価高騰の元凶になっているとして問屋仲間の解散を水野忠邦に書面で求めている。こうした領主の意見も無視できなくなったことが、問屋仲間禁止令の背景にあった。

天保12(1842)年の株仲間解散令で、江戸十組問屋はその役割を終えることになったが、物流への影響は大きかった。菱垣廻船の円滑な運営には問屋仲間の力が欠かせなかったからだ。そこで、菱垣廻船の運行にまつわる難船処理などを目的として、廻船の重要品目だった9つの商品を扱う大坂の問屋仲間が連合して「九店仲間」を組織することとなった。問屋仲間は解散させられたが、実質的に組織は形を変えて維持されたのである。「九店仲間」に参加したのは、繰綿、油、紙、木綿、薬種、砂糖、鉄、蠟、鯉節の9品目を扱

う問屋で、この九店に付属する形で十三店も連合体に加わり、二十四組江戸積問屋仲間の代わりを果たすことになったのである。江戸と大坂の九店の世話番が、菱垣廻船の運営に当たり、樽廻船についても九店仲間の差配下に加わったとされている。

4.2.6 問屋・株仲間の再興令

水野忠邦による天保の改革の柱ともいえる問屋仲間の禁止は、結果的には市場に大混乱をもたらした。株を担保とする金融が停止したため、問屋の代金回収に支障を来し不良債権が膨れ上がった。一方で期待された新たな素人の商業への参入は思ったほど進まず、水野が意図した自由競争による物価引き下げは虚しく瓦解した。天保14（1843）年に水野は老中を辞任し、天保の改革はわずか3年間で幕を閉じたのであった。

弘化2（1845）年、町奉行に再勤した遠山左衛門尉は株仲間の再興を建言するが、必要な商品に限定した問屋には柔軟な対応をするが、制度そのものの復活案は却下された。しかし翌弘化3年7月、寄合筒井紀伊守が「御府内窮民救助」対策として、諸問屋の再興を求める建白書を提出するに及んで、幕府は遠山と江戸の町年寄・館市右衛門に諸問屋再興に調査と検討を命じた。遠山と町年寄は嘉永元（1848）年4月、『諸問屋株式再興之儀に付見込之趣申上候書付』と題した上申書を提出している。この報告を受けて、さらに慎重な検討を経て、幕府は嘉永4（1851）年に問屋組合再興令を施行することとなったのである。

その内容は、政策の失敗を認めた上で、問屋仲間の再結成を命じている。ただし、株札は交付せず、冥加金上納の必要もない。さらに、仲間への新規加入の希望者は必ず受け入れ、理由なく拒んではならないとしている。停止令以前にあった問屋は本組（古組）、その後開業したものは仮組として組織された。これは、株仲間が本来持っていた独占機能を無力化するもので、幕府は新興の商人に恩を売ること、旧勢力を統制しようとしていた。その後、安政4（1857）年には、冥加金上納の復活と、本組・仮組を合併して株札を与える改正令が施行されたが、新規加入を自由とする政策は変更されなかった。

禁止令から再興令までの10年間は長く、問屋の顔ぶれはかなり入れ代わったが、明治以降に活躍する問屋の多くは、この時期に源流を持っている。

4.2.7 開港と問屋仲間の終焉

嘉永6（1853）年、米国東インド艦隊司令長官ペリーが、米国大統領の国書を携えて、浦賀に来航した。これを境に、日本は未曾有の大動乱に突入していく。翌嘉永7年にはペリーが再来日して日米和親条約を締結。安政5（1858）年には、就任後間もない大老・井伊直弼が米・蘭・露・英・仏の5ヶ国と修好通商条約を締結、国内の反対を押し切って、翌安政6年、横浜・長崎・箱館（函館）を開港した。ここに、226年間に渡って続いた鎖

国が幕を下ろしたのである。

横浜開港に際し、幕府は、江戸の商人に、横浜への出店を促した。しかし全く未知数の西洋人との貿易に多くの商人は尻込みし、近江系を中心にわずかな出店に止まった。横浜で活躍したのは、開港以前から店を出して地廻り産品の国内取り引きをしていた新興の地方商人達であった。彼らは、外国人との貿易により、江戸と大坂に取って代わる、新しい商業の中心地を、短期間でつくり上げていった。輸出される商品は、江戸の間屋を経ることなく、産地から直接横浜に送られた。

油については、ごく一時的に生糸に次ぐ重要輸出品となった。開港の翌年、万延元(1860)年には、上海向け中心に10万樽が輸出された。江戸の総需要量が14万樽なので、江戸の灯油市場は大混乱に陥ったことは想像に難くない。

幕府は、諸物価の高騰を抑制し、江戸の商品市場を保護するために、万延元年に「五品江戸廻し令」を發布した。これは、生活必需品の中で最も重要な五品目である雑穀・水油・蠟・呉服・糸について、必ず江戸の間屋に回すことを求め、産地から横浜に直送することを禁じたものである。江戸でこれらを扱うものは、米問屋・水油問屋・水油仲買・蠟問屋・呉服問屋・糸問屋と定められた。問屋では、江戸で消費する分を確保してから、横浜に送ることとした。だが時代の流れを強引に戻すこの法令は、横浜商人ばかりか、身内の神奈川奉行・外国奉行からも反対された。江戸廻しを命じてみたものの、実態は書類だけが江戸の間屋に廻り、口銭を徴収するというのが実態だった。そのため元治元(1864)年には、早くも実質的な廃止に追い込まれた。

開港による油の高騰を抑えられず、大坂では、安政6年に一石当たり450匁以下だった菜種油の値段が、慶応3(1867)年には2,551匁となった。

江戸の間屋仲間は、江戸幕府の終焉とともにその役割を終えた。新政府の財政を支えたのは、三井、小野、島田といった大手為替業者や資金力のある個別商人であり、三都(江戸、京都、大坂)の株仲間による集金は全体のわずか3.6%に過ぎなかった(「商人地主の諸問題」中井信彦)。

江戸の装いと油壺

油は灯油としての利用以外に、整髪料としても使われている。特に庶民の文化が花開く元禄以降に生活に定着したものと思われる。ここでは油壺を巡っていくつかエピソードを紹介する。油壺とは、油を入れる壺のことであるが、写真で紹介しているのは、髪形を整える油を入れる容器のことである。古伊万里が多かったようである。大きさは、女性の片手に軽く乗る大きさである。

ネットショッピングなどで骨董品として出品されている物を見ると、安いもので1000円、高い物で3万円、4万円と値の張るものが出ている。江戸時代には、これが庶民の特に女性の髪形を整えるおしゃれ道具の必須アイテムであったのだ。

油壺については『油壺の用と美』(英 一太 著:1995年 北辰堂)が出版されている。そこから

少し紹介すると、毛髪に油を用いるようになったのは鎌倉時代で、使った油は丁字油(ちょうじゆ:チョウジノキ。現在のクローブ油)というものである。江戸時代は、ごま油・くるみ油・菜種油が使われ、性状からすると艶出しや汚れ落とし用の梳き油として使われたものと思われる。江戸時代も下ると椿油などもよくつかわれるようになった。

髪形を整えるには、今日ではお相撲さんの髪形を思い浮かべればわかるがしっかりと形が整う整髪料、つまり固練り油、鬢付け油が使われた。鬢付け油とは、「蠟燭から流れ出た蠟に松脂を入れて練り合わせたものを髪に付けた」(『近世女風俗考』山東京伝、弘化四年:1847年)のが始まりとされ、その後香料などを入れ込んだ「伽羅油」が開発されていく。

こうして身だしなみやおしゃれを楽しむアイテムとして水油、固練り油と共に油壺も色彩や形にこだわり艶の文化をはぐくんだのである。

また本書には、井原西鶴の『好色一代男』(1682年)にでてくる香油も載っているので紹介する。

「匂い油」 : 白檀・丁字などの香料をごま油に浸した香油

「丁字入りの油」: 丁字の花からとった丁字油には、花の香りがある天然の香油ともされていた。

「花の露」 : 匂い油の一種で、整髪油としても用いられたが、後に化粧水としても使われたらしい。(製法は複雑で)「龍腦六匁(一匁<もんめ>は3.75グラム)、片腦七分、此の二色に胡桃の油五匁入れ、成程よくすり、白檀十匁細かに刻み油十匁によく浸し



油壺提供 遠藤慶吉商店

おき、絹に包みてしぼり白檀を捨て油ばかりを用ゆ。唐臘十五匁と油四十匁入せんじ、右龍腦、白檀の油と合わしこすなり」(『増補 拾玉智恵海』(延享年間))

「梅花の油」：胡麻油に龍腦（ボルネオール）、麝香、丁字などを配合してあり、梅の花に似た香りの水油。

この梅花油は、江戸時代の油問屋、仲買の取り扱い品目として水油、色油と並んででてくる油で、頭髪油としては最もポピュラーなものであったと思われる。

少し時代は下るが『大阪の水油』（大阪市立海洋博物館 なにわの海の時空間 平成21年度夏季企画展）資料には、木村猶三郎商店（油屋：大阪中央区塩町通）の見取り図（明治～大正ごろ）が載っている。敷地の店舗の奥に「梅花油製造場」があり貯蔵蔵（28個の大甕が記されている）も備えている。この鬢付油は明治になってからも人気があったようである。

その他、「白菊の油」（「花の露」に同じか）、「銀出油」（髪に塗ると銀のように艶が出る）、「雲井香」（製法、組成、名の由来に記載なし）など、香りを競った整髪油が女性の髪を装ったのであろうか。



歌川国貞 絵兄弟忠臣蔵六段目
江戸東京博物館 蔵

「女として生まれては一日も白粉を塗らず素顔にあるべからず」（『女重宝記』）。女性のお化粧やファッションは、何時の時代も文化の中心にある。

■参考文献・資料一覧

前史 灯火のはじまりと油の独占

- 「座の研究」 豊田武 (吉川弘文館 1982 年)
- 「離宮八幡宮史」 魚澄惣五郎／沢井浩三 (離宮八幡宮遷座壱千百年記念奉賛会 1957 年)
- 「大山崎町史」 (大山崎町 1983 年)
- 「黄金の花 日本植物油沿革略史」 大浦萬吉・平野茂之 (新潮社 1948 年)
- 「日本中世商業史の研究」 小野晃嗣 (法政大学出版局 1989 年)
- 「中世日本の商業」 豊田武 (吉川弘文館 1982 年)
- 「日本中世の流通と商業」 宇佐美隆之 (吉川弘文館 1999 年)
- 「中世の村と流通」 石井進編 (吉川弘文館 1992 年)
- 「中世の商人と交通」 豊田武 (吉川弘文館 1983 年)
- 「中世商人の世界」 国立歴史民俗博物館 (日本エディタースクール出版部 1998 年)
- 「市と行商の民俗」 北見俊夫 (岩崎美術社 1996 年)
- 「大阪府全志」 井上正雄 (大阪府 1920 年)
- 「近世大坂の経済と文化」 脇田修 (人文書院 1994 年)
- 「商人と流通 近世から近代へ」 吉田伸之／高村直助 (山川出版社 1992 年)
- 「搾油濫觴」 ちまた重兵衛
- 「清油録」 大蔵常永
- 「清油明鑑」 浅井快住
- 「燈火その種類と変遷」 宮本馨太郎 (朝文社 1994 年)

本史 百万都市を照らした灯明油の供給はいかにして実現したか

- 「江戸時代論」 佐々木潤之介 (吉川弘文館 2005 年)
- 「江戸の経済システム」 鈴木浩三 (日本経済新聞社 1995 年)
- 「日本産業史体系 6 近畿地方篇 菜種と水油」 八木哲治 (東京大学出版会 1971 年)
- 「綿づくり民俗史」 吉村武夫 (青蛙房 1982 年)
- 「江戸問屋仲間の研究」 林玲子 (お茶の水書房 1967 年)
- 「流通列島の誕生」 林玲子・大石慎三郎 (講談社現代新書 1995 年)
- 「江戸十組問屋に関する一資料」 中井信彦 (江戸油仲買加藤家文書の紹介 1970 年)
- 「江戸商業と伊勢店」 北島正元編 (吉川弘文館 1962 年)
- 「享保改革の商業政策」 大石慎三郎 (吉川弘文館 1998 年)
- 「新版 封建経済政策の展開と市場構造」 津田秀夫 (御茶の水書房 1961 年)
- 「杉本茂十郎の研究」 伊藤彌之助 (三田学会雑誌 1947 年)
- 「日本近世問屋制の研究」 宮本又次 (刀江書院 1951 年)
- 「近世後期の江戸商業・・・上方依存脱却の路・・・」 井奥成彦 (講演 2010 年)
- 「江戸地廻り経済の展開」 伊藤好一 (柏書房 1996 年)
- 「江戸地廻り経済と地域市場」 白川部達夫 (吉川弘文館 2001 年)
- 「株仲間の研究」 宮本又次 (有斐閣 1938 年)
- 「近世の商品市場」 (本城正徳山川出版 2002 年)
- 「内海船と幕藩体制の解体」 斎藤善之 (柏書房 1994 年)
- 「国産奨励と藩政改革」 吉永昭, 横山昭男 (岩波書店 1976 年)
- 「近世交通運輸史の研究」 丹治健蔵 (吉川弘文館 1996 年)
- 「近世日本水運史の研究」 川名登 (雄山閣 1984 年)
- 「近世日本海運史の研究」 上村雅洋 (吉川弘文館 1994 年)
- 「近世における東廻り航路と銚子港町の変容」 斎藤善之 (国立歴史民俗博物館研究報告 第 103 号 2003 年)
- 「江戸利根川交通史物語」 渡部英三郎 (雑誌「水利と土木」 1936 年)
- 「河岸に生きる人びと 利根川水運の社会史」 川名登 (平凡社 1982 年)
- 「江戸東京を支えた舟運の路・・・内川廻しの記憶を探る・・・」 難波匡甫 (法政大学出版局 2010 年)
- 「日本経済史 近世－現代」 杉山伸也 (岩波書店 2012 年)
- 「江戸時代の都市人口」 斎藤誠治 (地域開発 1984 年)
- 「近世江戸商業史の研究」 賀川隆行 (大阪大学出版会 2012 年)

参考文献・資料一覧

- 「日本経済史体系 近世」 弥永貞三（東京大学出版会 1965 年）
「生産と流通の近代像」 松本孝典（日本評論社 2004 年）
「日本の食文化 油脂・調味料・香辛料 - 近代製油業成立と食用油需要」 中島常雄（雄山閣 1998 年）
「体系日本史叢書 交通史」 豊田武／児玉幸（山川出版社 1970 年）
「日本近世の地域と流通」 原 直史（山川出版社 1996 年）
「近世の市場構造と流通」 林 玲子（吉川弘文館 2000 年）
「大日本近世史料 諸問屋再興調 5」（東京大学史料編纂所 1963 年）
「江戸と大阪」 幸田成友（精興社 1934 年）
「商人江戸地主の諸問題」 中井信彦（「明治維新と地主制」 岩波書店 1956 年）

あとがきに代えて

コラムの取材でお世話になった方々
大山崎と住吉・遠里小野の今を中心に

掲載の写真「あかりまちだより (VOLA)」(毎年1回3月に発行)は、「発行:大山崎町の歴史・文化遺産を活かした地域活性化実行委員会」という少し長い名前の会が発行元で、編集は「大山崎えごまクラブ」である。2013年の3月に第1号が創刊され今年で4号となる。

今回の取材で大山崎町に伺った際に本冊子をいただき、興味深く拝見させていただいた。

少し内容を紹介する。

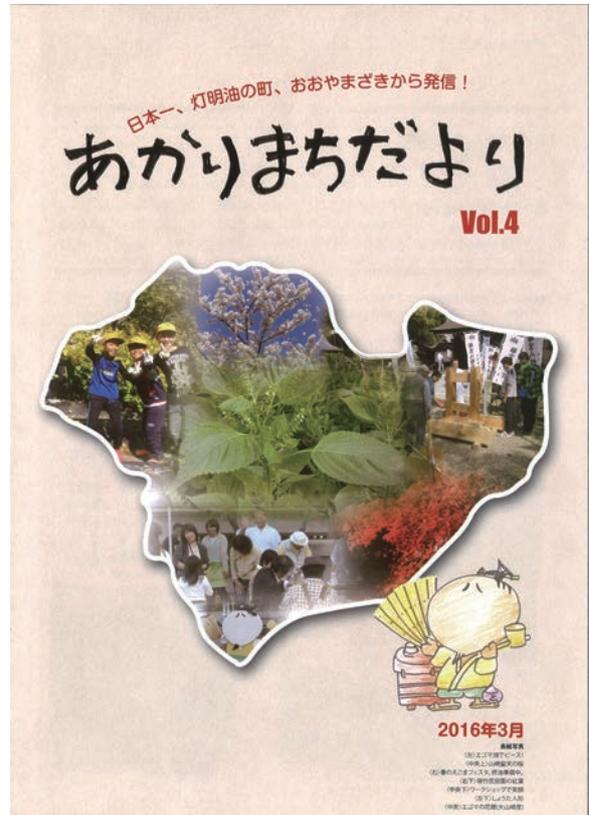
大山崎えごまクラブは2008年の町役場の生涯学習課が企画した「エゴマまるごと体験事業」がきっかけで生まれている。エゴマを見たことがない人がほとんどだったが、エゴマの種まきから栽培、収穫、そしてとれた実から油を絞り、油は灯りにも使え自然塗料にもなり、そして実や葉を食べることもできる、ということを経験する素晴らしい企画だったようである。その人と人とのつながりが「大山崎えごまクラブ」につながっていく。

郷土の誇った「えごま油」を絞った「長木」の1/2モデルの復元や地元の小学生のえごま栽培・油絞りの体験企画、エゴマを使った料理や、手芸・工芸などそのすそ野は少しずつ着実に広がっているようである。

今年(平成28年)の離宮八幡宮の日使頭祭では、灯心づくりの体験のイベントも同日行われ盛況であった。

こうした郷土の文化の中心に「えごま油」があることが何よりも喜ばしく思える。

また、実際に足を運んでみると、「大山崎ではエゴマが栽培された記録がなく」(あかりまちだより<第1号>)、もっぱら原料は他から調達していたということを改めて認識したり、平成26年の大山崎町歴史資料館の企画展「離宮八幡宮と中世の灯明油」の展示図録から当時の原料調達の



『あかりまちだより』Vol.4 表紙

大山崎神人の活発な動きを知ることができるなど、とても得ることが多く教えていただいたことに感謝する次第です。

大山崎町では、油祖・離宮八幡宮 宮司 津田定明様はじめ離宮八幡宮所縁の皆様、大山崎町歴史資料館 寺嶋千春様、大山崎えごまクラブ会長 永田正明 様、大変お世話になり、ありがとうございました。

さて、大山崎から足をのぼして、住吉大社へもお願いしてお話を伺ったなかで、今の住吉・遠里小野の取り組みを初めて知ることができた。

平成24年(2012)6月27日の産経新聞 大阪版に「黄色い花 まちいっぱい」 「ナノハナ栽培挑戦 30日初の油搾り(菜種油発祥の地)住

吉区遠里小野のグループ」, とある。この菜種油作りに挑戦したのが「菜の花を咲かそう会」である。会の発足はこれに先立つ平成23年7月で、丁度、住吉大社1800年の大祭の年にあたる。住吉は先のコラムで紹介した通り、日本最古の製油の地とされかつ菜種油発祥の地である。西洋種の菜種ではなく日本の在来種(品種名「若菜」)で「菜の花を咲かそう」とはじまったのがこの会である。在来種の種をポット二つで2株栽培し5000粒の種ができ、まとめて植える場所がないので、住吉区が進める緑化推進事業「花さかすみちゃん事業」のサポートで苗床に種をまき少し育ったところで、参加者50名でそれぞれプランターに移植して育てたという。

10~11月に種を植えて開花は3月下旬、収穫は5~6月で、乾燥・脱殻を得て搾油となる。そして24年の第1回搾油から昨年27年の6月21日に4回目の搾油が地元、遠里小野会館で挙行されている。

平成26年(2014)の「すみ博」には、絞った

菜種油で100年ぶりに住吉大社の太鼓橋の石燈籠に火が入った。

こうして住吉・遠里小野でも菜種油を中心に郷土の歴史を大切に守っていこうという活動が始まっている。

以上のことは、遠里小野の歴史を含めて、この活動に陰になり日向になり見守る住吉大社 権禰宜 小出英詞様、権宮司の神武磐彦様に教えていただきました。ありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

その他、江東区深川江戸資料館の小張洋子様には閉館後に展示資料の説明や撮影にご指導いただきました。ありがとうございました。

また、資料の転載許可など頂戴しました各機関の皆様にもお礼申し上げます。

本書を通して、灯明を中心として生活に根差した油の歴史が少しでも皆さんの身近になればと思っています。



太鼓橋石燈籠(上)に100年ぶりに灯明



菜種油の灯り

— 編集後記 —

東京油問屋市場百周年記念誌「東京油問屋史 油商のルーツ」発刊（2000年）から15年。同組合の依頼を受けて今年の春に立ち上げた追補版の企画は、1年を経てようやく形になった。調べて見てこの15年の間に随分と研究が進み、江戸の灯明油の商流も明らかにされてきた。

本書は江戸100万都市の灯（あかり）は如何に灯されたかという観点から、前回詳しく触れられなかった「江戸十組問屋の盛衰」並びに「利根川水運と江戸地廻り経済」を新たに加え、幕府の油政策の成否・関係などを年代的な流れに沿って展開・考察している。そういう意味では、前回の「東京油問屋史」の記念誌的な側面とは一線を画し、江戸時代の油の商業史となっている。

また、「大山崎と離宮八幡宮」、「住吉大社と遠里小野」等を、コラム（夏野雅博担当）ではあるが取材を通じて光を当てた点でも、読者に新鮮さを与えることができたと思う。

この充実した「追補版」を短期間にまとめることができたのは、百周年記念誌の編集・執筆にも携わった桑野知章（前 幸書房代表取締役社長・前 月刊「油脂」編集長、現 相談役）の豊富な知識と文献調査に基づく執筆に依るところが大きい。

本追補版が東京油問屋市場の歴史に更なる厚みを増し、温故知新の糧になればと願って止まない。

幸書房 代表取締役社長
夏野雅博

<東京油問屋史 追補版>

百万都市

江戸の灯を支えた油問屋

HP公開 平成28年6月30日

公開元：東京油問屋市場

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-38-12

TEL03-3666-4356

制作：株式会社 幸書房

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-7

TEL03-3512-0165

<転載禁止>



発行・東京油問屋市場

